

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 1 月15日提出
【計算期間】	第14期特定期間 (自 平成20年 4 月16日 至 平成20年10月15日)
【ファンド名】	海外国債ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、投資信託財産の長期的な成長と安定した収益の確保を目標として、安定的運用を行ないます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を反転表示しています。

■ 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (除く日本)	
	年 2 回		ファミリーファンド
	年 4 回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
	その他 ()	オセアニア	為替ヘッジ
不動産投信		中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ	あり ()
		中近東 (中東)	
		エマージング	
資産複合 ()			なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を反転表示しています。

■ 属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	親投資信託 (投資信託証券) への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行ないます。
年12回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨 の記載があるものをいう。
グローバル (除く日本)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が 世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として 投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない 旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がな いものをいう。

「海外国債ファンド」は、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行ないます。従って、「商品分類表」における投資対象資産と「属性区分表」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧下さい。

（参考）

分類上は追加型投信 / 海外 / 債券

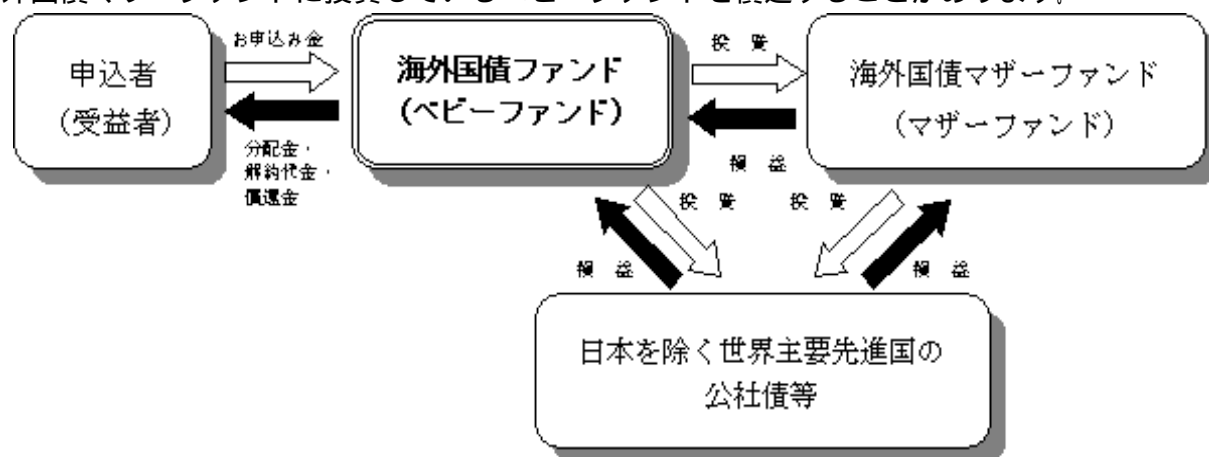
ファンドは、さまざまな人がお金を運用する目的で投資するものです。多少のリスクを取っても積極的に運用したいと考えている人もいれば、最小限にリスクを抑えて少しずつ運用したいと考える人もいます。ファンドの名前をただだけではどんなファンドが分かりにくい場合がありますので、運用する資産の種類や運用手法によって分類された社団法人投資信託協会のファンド分類が参考になります。

この分類では、まずファンドは設定された後にも売買できる追加型と設定前の決まった募集期間中にしか買えない単位型という種類に分けられます。次にファンドが主たる投資対象とする地域によって、実質的に国内の資産に投資するもの・海外の資産に投資するもの・国内および海外の資産の投資するもの（内外）に分けられます。さらにファンドの主たる投資対象資産に応じて、株式・債券・不動産投信（REIT）・その他資産またはこれら複数の資産に投資するもの（資産複合）に分けられます。

「海外国債ファンド」は海外の国債を中心に投資するファンドなので、分類上は「追加型投信 / 海外 / 債券」に属します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（海外国債マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

また、新たなベビーファンドを設定し海外国債マザーファンドに投資すること、または現在海外国債マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



（参考）

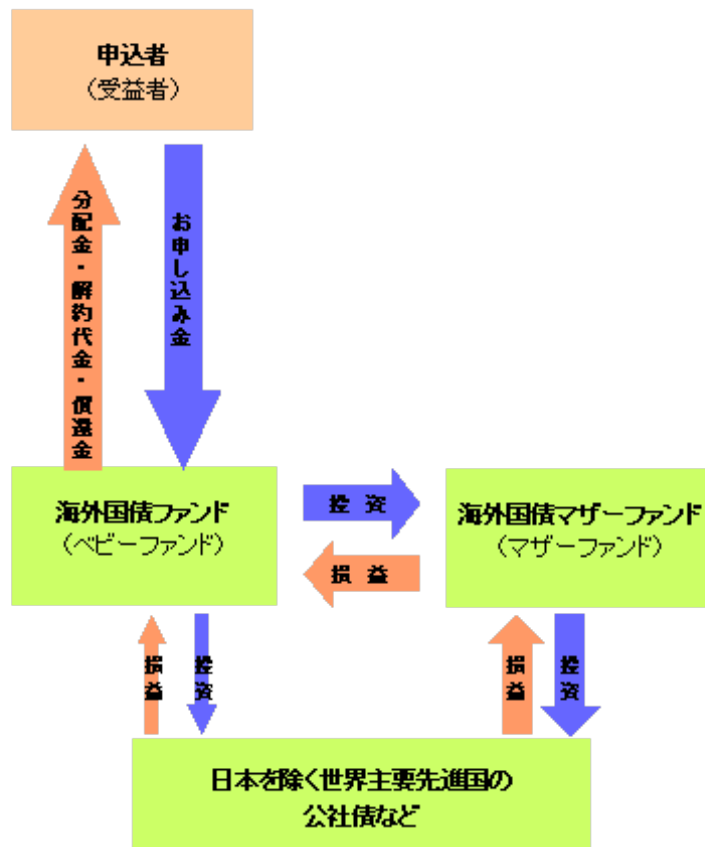
ファミリーファンド方式で運用

「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式という方法で運用されています。母親一人に子供がたくさんいるというイメージです。「海外国債ファンド」でお預かりしたお客さまのお金は直接子供、つまりベビーファンドに投資することになります。各ベビーファンド（*13）に集まったお金がマザーファンドに集められて合同で運用されます。合同で運用することにより、資産が大きくなり、スケールメリットを生かした投資が可能になります。また管理にかかるコストが少なくてすむなどの利点もあります。

マザーファンドはあくまでもベビーファンドのお金を集めてまとめて運用している母体なので、お客さまが直接マザーファンドに投資することはできません。マザーファンドの運用収益はすべて各ベビーファンドに還元され、またベビーファンドからマザーファンドに投資するときにはコストはかかりません。

「海外国債ファンド」は、「海外国債マザーファンド」への投資以外にも、世界主要先進国の公社債などに直接投資する場合があります。

ファミリーファンド方式で運用



* 将来新たなベビーファンドを設定し、「海外国債マザーファンド」に投資すること、または現在「海外国債マザーファンド」に投資しているベビーファンドを償還することがあります。

（用語解説・注釈）

（*13）ベビーファンド

「海外国債マザーファンド」に投資しているベビーファンドは以下の通りです。

・海外国債ファンド

追加型投信 / 海外 / 債券

・海外国債ファンド(3ヵ月決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

・海外国債ファンド(変額年金)

追加型投信 / 海外 / 債券

・海外国債ファンド(1年決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

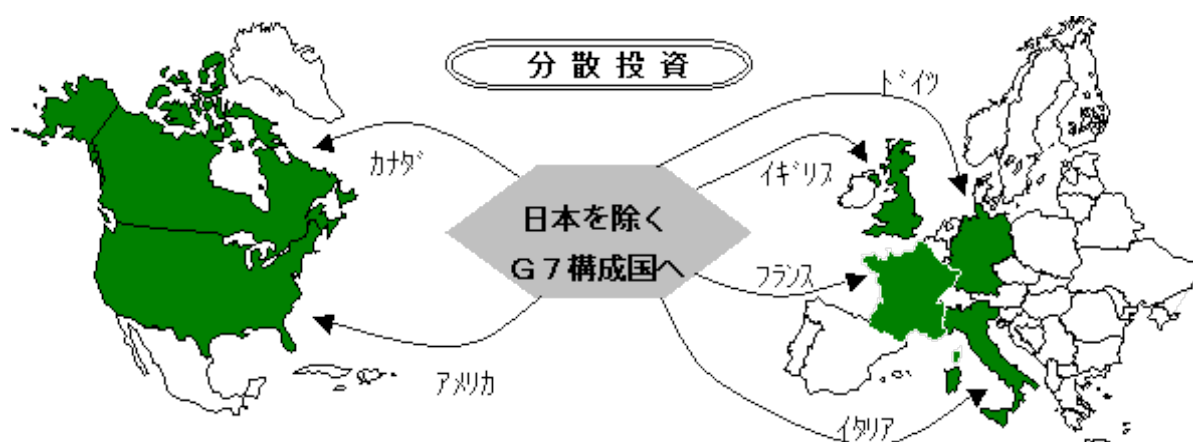
・新光7資産バランスファンド

追加型投信 / 内外 / 資産複合

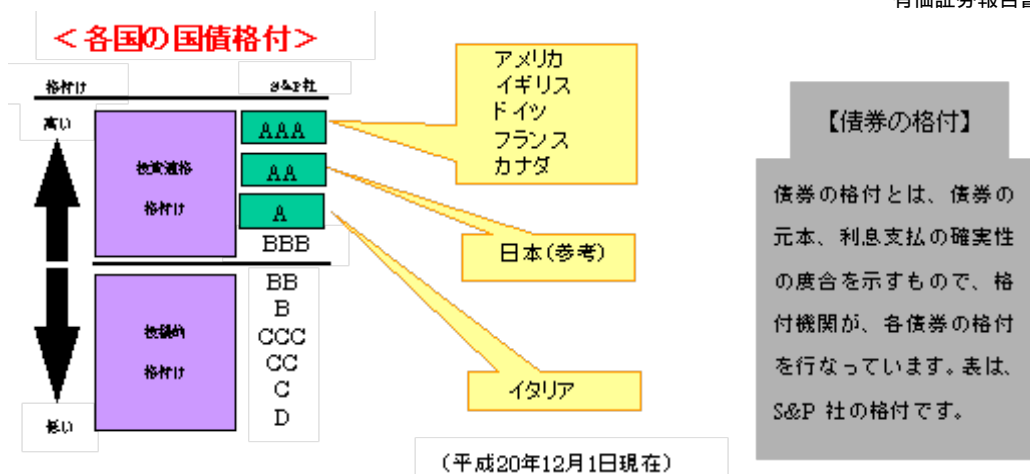
平成21年1月15日現在

b. ファンドの特色

- 長期的に安定した収益の確保とインデックスを上回る投資成果を目指します。
 - * 当ファンドがベンチマークとするのは「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）」です。
 - * シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。
 - * 同インデックスに採用されている国は、日本、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ、イタリア、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、オランダ、スペイン、スウェーデン、オーストリア、スイス、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、ギリシャ、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシアです（平成20年12月1日現在）。
 - * 同インデックスに採用されている通貨は、日本円、アメリカドル、ユーロ、イギリスポンド、スイスフラン、オーストラリアドル、カナダドル、デンマーククローネ、スウェーデンクローナ、ポーランドズロチ、ノルウェークローネ、シンガポールドル、マレーシアリンギです（平成20年12月1日現在）。
 - * 上記の指数は、公表しているシティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。
- 海外国債マザーファンド受益証券および日本を除くG7^{（注）}構成国が発行する国債と政府機関債（国債と同等の格付を持つもの）を中心に分散投資を行ないます。
 （注）G7：“先進7ヵ国財務相会議”の略。日本・アメリカ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス・カナダの財務相と中央銀行総裁が集まって国際経済や通貨問題、金融政策について意見を交換し、主要先進国間の政策協調を推進する目的から1986年に創設された会議体。

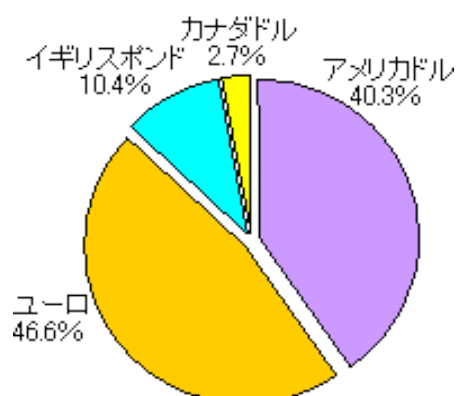


- 毎月分配を行ないます。
 - ・ 分配金は、毎月の決算日（原則として15日）に、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。
 - ・ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 日本を除くG7各国の高格付債券へ分散投資することで、様々なリスクの抑制・分散に努めます。
 - ・ 信用リスクの抑制：先進主要6ヵ国の国債を中心に幅広く分散投資を行なうことで、国や債券に固有の信用リスクを抑制します。



- ・為替リスクの分散：単一の通貨に集中投資せず、複数の通貨に投資することで、通貨固有の為替リスクを分散します。

主要投資対象国の通貨別構成

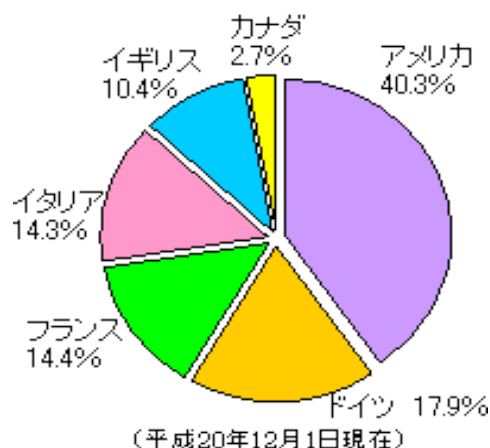


(平成20年12月1日現在)

- * 上記の円グラフは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）のうち6カ国の時価総額を用いて新光投信が作成したものです。この6カ国で、同インデックスの時価総額の70%程度をカバーします（平成20年12月1日現在）。
- * 上記の数字は各通貨毎に小数第2位を四捨五入しておりますので、合計が100%としない場合があります。
- * 上記の円グラフは当ファンドの債券ポートフォリオを予測、保証するものではありません。

- ・金利リスクの分散：単一の国の債券に集中投資せず、複数国の債券に投資することで、各国固有の金利変動リスクを分散します。

主要投資対象国の国別構成



* 上記の円グラフは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）のうち6カ国の時価総額を用いて新光投信が作成したものです。この6カ国で、同インデックスの時価総額の70%程度をカバーします（平成20年12月1日現在）。

* 上記の数字は各国毎に小数第2位を四捨五入しておりますので、合計が100%とならない場合があります。

* 上記の円グラフは当ファンドの債券ポートフォリオを予測、保証するものではありません。

- 為替ヘッジは行ないません。
 - ・ 一般に日本の金利水準と比べて投資対象とする海外の金利水準が相対的に高い場合、為替ヘッジを行なわないことにより、その内外金利差を享受することが可能となります。
 - ・ 為替ヘッジを行なわないため、為替相場の動向により、基準価額は大きく変動することが考えられます。一般に円安になれば基準価額に対してプラス（値上がり）に作用し、円高になればマイナス（値下がり）に作用します。

（参 考）

「海外国債ファンド」はどのようなファンドでしょう？

みなさまは「ファンド」という言葉を聞いたことがありますか？

「投資信託」ともいいます。これはお金を運用する専門家がお客様からお預かりしたお金を株式や公社債などさまざまな有価証券に投資するしくみです。

このしくみの利点は、運用の専門家がみなさまに代わって、何に、いつ、どのような投資をしたらいいのかを考えて運用してくれることです。このため、多種多様な有価証券に効率よく投資できるというメリットを容易に得られます。

ファンドにはさまざまな種類があります。投資対象によって、価額の変動が大きいものもありますし、価額の変動が小さいものもあります。日本の企業が発行する株式に投資するファンドもありますし、特定の業界の株式に投資するファンドもあります。

今回ご案内いたしますのは、外国で発行されている国債という有価証券を中心に投資する「海外国債ファンド」という名前のファンドです。さて一体どのようなファンドなのでしょう？

● ファンドの特色

特色1 先進主要6カ国の国債などに投資する

特色2 分散投資でリスクを抑制できる

特色3 毎月分配金がもらえる

* 分配する原資が少ない場合は分配をしないことがあります。

特色1 先進主要6カ国の国債などに投資

世界には190カ国以上の国があります。「海外国債ファンド」は、その中でも信用力の高いアメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国が発行している国債（*1）と政府機関債（*2）に「海外国債マザーファンド（*3）」を通じて投資します。この6カ国に日本を加えた7カ国はニュースでもよく耳にするG7（先進7カ国財務相会議）（*4）のメンバーです。

* 「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式という方法で運用されています。家族に例えると、複数のベビーファンドが母親に当たるマザーファンドの下に集められ、まとめて運用されています。

先進主要6ヵ国に投資



（用語解説・注釈）

（＊１）国債

国は、国民や企業から税金を集めてさまざまな行政サービスを行っています。税金だけでは足りない場合に広く一般からお金を借りますが、その際に発行するのが国債です。

（＊２）政府機関債

公社や公団など国の機関がお金を借りる際に発行する債券です。「海外国債ファンド」が投資する政府機関債は国債と同じ程度の信用力があるものです。国債や政府機関、地方公共団体、事業会社などが発行する債券を総称して公社債といいます。

（＊３）マザーファンド

お客さまのお金は、子供であるベビーファンドに直接投資されます。ベビーファンドに集まったお金は母親に当たる親投資信託の下に集められ、まとめて運用されます。この親投資信託をマザーファンドといいます。

（＊４）G7（先進7ヵ国財務相会議）

アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダ、そして日本の7ヵ国がメンバーとなっている会議体です。7ヵ国の財務相と中央銀行総裁が、国際経済や通貨の問題、金融政策などについて意見を交換する場です。各国間の政策協調をとるために昭和61年から定期的開催されています。

ベンチマークは「シティグループ世界国債インデックス」

（除く日本、7～10年、円ベース）

ファンドの運用がうまくいっているのかどうかはどのように判断すればよいのでしょうか。「海外国債ファンド」では物差しを設けて、その物差しに沿った運用ができているかどうかを測っています。この物差しのことを「ベンチマーク」といいます。「海外国債ファンド」はベンチマークを上回る運用を目指しています。ベンチマークはあくまでも指標なので、これに直接投資することはできません。

ファンドの特性によって物差しも変わってきます。「海外国債ファンド」の物差しは「シティグループ世界国債インデックス（＊５）」から日本を除き、さらに満期までの期間が7～10年残っている国債を対象とした指標を円換算した数値を採用しています。

* 「シティグループ世界国債インデックス」はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「シティグループ世界国債インデックス」の投資対象国と通貨

国名		通貨
日本		日本円
アメリカ		アメリカドル
イギリス		イギリスポンド
カナダ		カナダドル
オーストラリア		オーストラリアドル
シンガポール		シンガポールドル
スイス		スイスフラン
スウェーデン		スウェーデンクローナ
デンマーク		デンマーククローネ
ノルウェー		ノルウェークローネ
ポーランド		ポーランドズロチ
マレーシア		マレーシアリンギ
イタリア		ユーロ
ドイツ		
フランス		
アイルランド		
オーストリア		
オランダ		
ギリシャ		
スペイン		
フィンランド		
ベルギー		
ポルトガル		

（平成20年12月1日現在）

*ただし、ベンチマークはあくまでも指標なので、これに直接投資することはできません。

（用語解説・注釈）

（*5）シティグループ世界国債インデックス

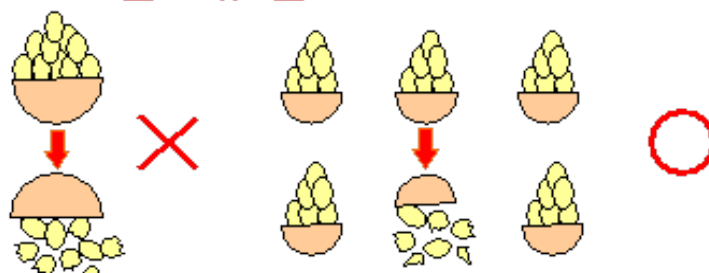
シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した指標です。世界の主要な国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、昭和59年12月末を100として指数化したものです。平成20年12月1日現在、この指標に採用されている国は23ヵ国、13通貨です。「海外国債ファンド」はこの指標から日本を除き、さらに満期までの期間が7～10年残っている国債を対象とした指標を円換算した数値をベンチマークとして採用しています。

特色2 分散投資でリスクを抑制

「ひとつのカゴに全ての卵を盛るな」ということわざがあります。大きなカゴにたくさんの卵を盛ってしまうと、万が一カゴが落ちた場合に、ほとんどの卵が割れてしまいます。小さなカゴに分けて卵を盛っておけば、カゴがひとつ落ちてても残りの卵は無事です。これが分散投資の考え方です。分散投

資することで、投資のリスクを抑えることができます。

ひとつのカゴに全ての卵を盛るな



信用リスクを抑制

「海外国債ファンド」は、「海外国債マザーファンド」を通じてアメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国の国債などに投資しています。これら先進6カ国の国債は格付け（*6）が高く、元本や利息の支払いに支障が生じるような危険性は低いと考えられます。いずれの国もスタンダード・アンド・プアーズ社（以下「S&P社」といいます）の格付けで「A」以上です。それでも危険性がゼロということではないため、分散して投資することによってリスクを抑えています。

為替変動リスクを分散

世界の国々ではそれぞれ違った通貨が使われていて、国債はそれぞれの国の通貨で発行されています。通貨同士を交換するときの為替レートは政治・経済状況などに応じて刻一刻と変化します。「海外国債ファンド」の場合は単一通貨に集中投資せず、6カ国4種類の複数の通貨に投資することで通貨固有の為替リスクを分散しています。なお、「海外国債ファンド」では為替ヘッジ（*7）を行っていません。

（用語解説・注釈）

（*6） 格付け

債券の格付けとは、国や地方公共団体、政府機関、企業などの財務状況を分析し、発行した債券の元本と利息の支払い能力を「A、B、C」といった分かりやすい記号で表したものです。同じ「A」同士の国なら同じくらいの信用力があるということです。格付けを行う会社はアメリカのムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社（以下「S&P社」といいます）などです。

（*7） 為替ヘッジ

海外の通貨を日本円に換える場合には刻一刻と変動する為替レートが適用されます。為替のこの動きが基準価額*に影響を与えないようにする方法が為替ヘッジです。「海外国債ファンド」では為替ヘッジを行っていません。したがって為替相場の動向によって基準価額が変動することが考えられます。一般に円安はプラスに働き、基準価額が値上がりする要因になります。反対に円高はマイナスに働き、基準価額が値下がりする要因になります。また一般に日本の金利水準と比べて投資する海外の金利水準が相対的に高い場合、為替ヘッジを行わないことで内外金利差の享受が可能となります。

* 投資信託に組み入れている株式や公社債等をすべて評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコストを差し引いて純資産総額を算出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。

金利変動リスクを分散

株式に株式市場があるように債券には債券市場があり、多くの国債は債券市場で売買されています。この市場では売りたい人と買いたい人のバランスで債券の価格は上がったたり下がったりします。一般に債券価格は、金利が上昇すると下がり、金利が低下すると上がります。特定の国の国債に集中して投

資すると、金利変動リスクが高まる可能性があります。「海外国債ファンド」は、国や地域毎に金利の動き方が違う傾向があることを利用し、複数の国の国債に投資することにより、ファンド全体で金利が変動するリスクを分散しています。

特色 3 毎月分配金がもらえる

「海外国債ファンド」は毎月1回分配金がもらえるファンドです。分配金は、毎月の決算日（*8）（原則として15日）に委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

* 15日が休業日の場合、分配（決算日）は翌営業日になります。

最近の分配実績

		税込み分配金 (1万口あたり)
平成20年	6月	70円
	7月	70円
	8月	70円
	9月	70円
	10月	70円
	11月	70円

* 分配金は過去の実績です。将来の分配金を約束するものではありません。

（用語解説・注釈）

（*8） 決算日

一般の企業と同じように、ファンドにも一定期間ごとに決算日が設定されています。「海外国債ファンド」では、原則として決算日に収益の分配を行います。「分配金再投資コース」をお選びいただいた場合は、分配金は税金を差し引いた後、全額再投資されます。

「海外国債ファンド」についてご理解いただけましたか？

以下に「海外国債ファンド」の特色、しくみ、運用体制、そしてリスクについてまとめました。

「海外国債ファンド」をお買い求めになる際には商品の内容を十分にご理解の上お申し込み下さい。

■ 特色

・ 先進主要6カ国の国債などに投資

「海外国債ファンド」の主な投資対象は信用力の高いアメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国が発行している国債などです。ベンチマークには「シティグループ世界国債インデックス」から日本を除き、さらに満期までの期間が7～10年の国債を対象とした指標を円換算した数値を採用しています。

・ 分散投資でリスクを抑制

「海外国債ファンド」は価格が上がったり下がったりする国債などに投資しています。複数の国の国債に分散投資することによって信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどを抑えます。

・ 毎月分配金がもらえる

「海外国債ファンド」は毎月分配金がもらえるファンドです。ただし、分配対象額が少額の場合には、

分配を行わないことがあります。

■ しくみ

- ・分類上は追加型投信 / 海外 / 債券

「海外国債ファンド」はいつでも売買できるファンドで、商品分類は追加型投信 / 海外 / 債券です。公社債を組み入れる比率は原則として高く保っています。しかし、投資環境が大きく変化した場合にはこのような運用ができない場合もあります。また独自の投資制限を設けて特徴を明確にしています。

- ・ファミリーファンド方式で運用

「海外国債ファンド」は複数のファンドを合同で運用するファミリーファンド方式を採用しています。合同で運用することにより、資産が大きくなり、スケールメリットを生かした投資が可能になります。

- ・複数の専門機関が協力して運営

「海外国債ファンド」はさまざまな専門性をもった会社が運営に関わっています。委託者（運用会社）が新光投信株式会社、受託者（受託会社）が住友信託銀行株式会社、そして、「海外国債ファンド」を取り扱う全国の販売会社です。

■ 運用体制

「海外国債ファンド」は、運用の基本方針を踏まえてファンドマネージャーが運用計画を作り、売買を指図します。ファンドマネージャーはトレーディング部門や運用企画部門・企業調査部門からの情報を基に運用の方針を決めます。また運用に関わるリスクの管理、法令や諸規則がきちんと守られているかどうかの監視、運用成果の分析・評価は運用企画部門とコンプライアンス・審査部門が行っています。

■ リスク

「海外国債ファンド」は値動きのある国債などを中心に運用しているので、元本は保証されていません。ファンドの基準価額はさまざまな要因で上がったたり下がったりします。基準価額に影響する主なリスクは以下の通りです。

- ・金利変動リスク
- ・信用リスク
- ・株価変動リスク
- ・流動性リスク
- ・為替変動リスク
- ・カントリーリスク
- ・他のベビーファンドの影響
- ・その他のリスク

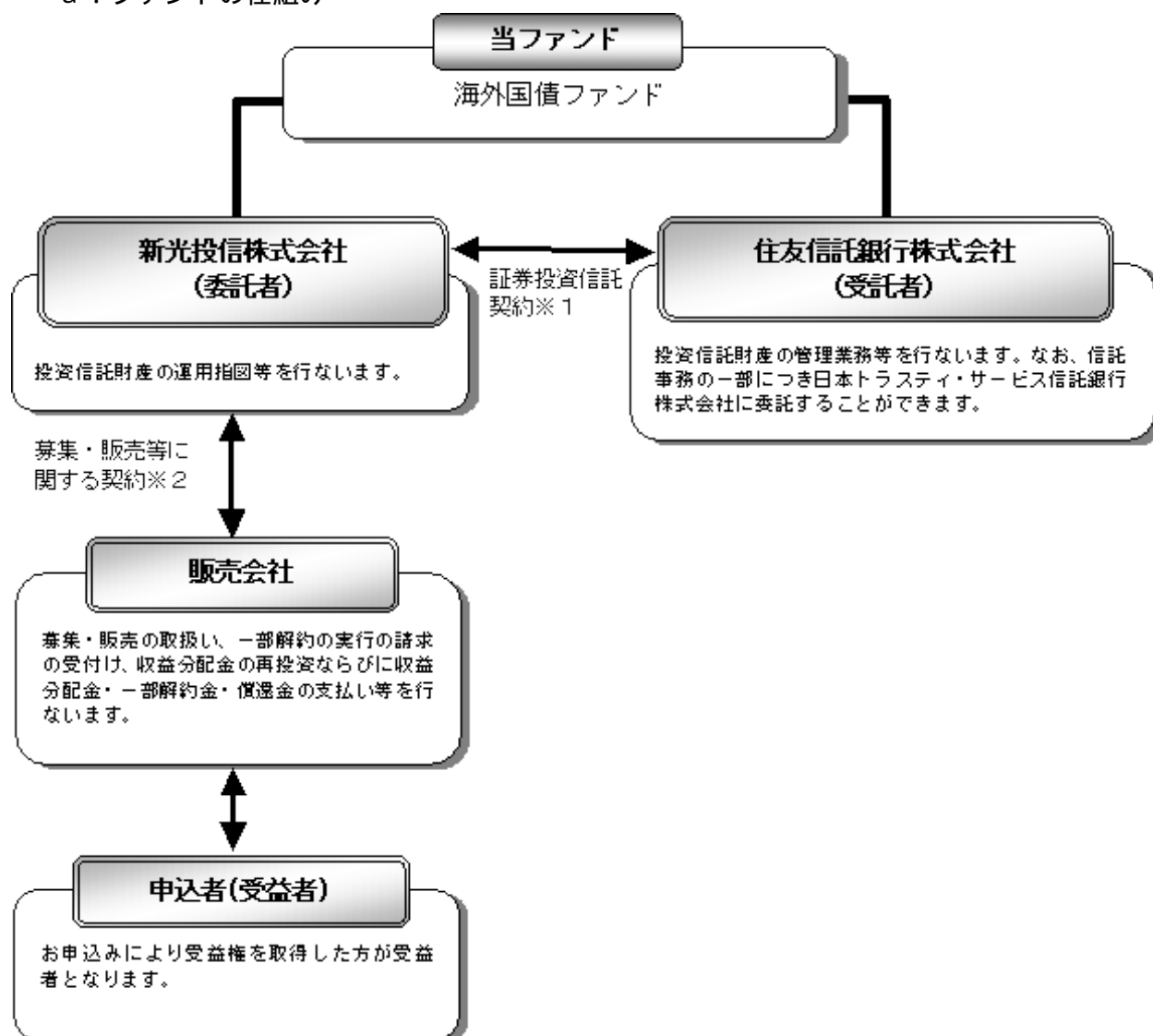
c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

(参考)

複数の専門機関が協力して運営

ファンドの運営はさまざまな専門性をもった会社が分担して行っています。運営にたずさわるのはファンドのしくみを考え、責任をもって運用する会社（*14）（委託者とよばれます）、お客さまからお預かりしたお金を管理する受託会社（*15）（受託者とよばれます）、そしてファンドに関してお客さまの窓口となる会社（*16）（販売会社とよばれます）です。

(用語解説・注釈)

（*14）委託者（運用会社）の役割

お客さまからお預かりした資産をどのように運用するのか判断し、有価証券などの売買を指図しています。

（*15）受託者（受託会社）の役割

お客さまからお預かりした資産を管理、保管しています。

（*16）販売会社の役割

お客さまがファンドの購入、分配金の受け取り、解約手続きなどを行う窓口です。

b．委託会社の概況

（イ）資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲2-4-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く、シティグループ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

（*10） 転換社債

転換社債とは、株式に転換する権利（転換権）が付与されている社債です。平成14年の商法改正で、この転換権が新株予約権に改められ、転換社債型新株予約権付社債とよばれています。なお、新株予約権と社債を分離して別々に譲渡することはできません。

（*11） 新株予約権

新株予約権は商法改正で、従来の転換社債権、新株引受権（ワラント）、ストックオプションを総称する新しい用語として導入され、株式を特定の価格で購入できる権利をいいます。「海外国債ファンド」でいう新株予約権は転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。

（*12） 新株予約権付社債

社債に新株予約権が付与されたものを新株予約権付社債とよびます。従来の転換社債とワラント債は、商法改正では新株予約権付社債に属します。「海外国債ファンド」でいう新株予約権付社債は転換社債型新株予約権付社債に限ります。

マザーファンドの運用方針

海外国債マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く、シティグループ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

（2）投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行ないます。

債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。

（イ）超過収益獲得の観点から

- ・通貨アロケーション：投資環境判断に基づいて、通貨圏毎にオーバーウエイトやアンダーウエイトを行なうこと。
- ・イールドカーブ戦略：市場別のイールドカーブの形状予測に基づいて、ポートフォリオの構成を変化させること。
- ・セクターアロケーション：ある公社債と同等の格付けがありながら上乗せ金利のある他の公社債へ投資すること。アメリカを中心に、国債と格付が同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

（ロ）リスク管理の観点から

- ・デュレーション調整：ポートフォリオ全体のデュレーションを、ベンチマークのそれに近似させること。

外貨建資産については、ヘッジを行ないません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。

（３）投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成21年1月15日現在、「海外国債マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下の通りです。

ファンド名	商品分類
海外国債ファンド（3ヵ月決算型）	追加型投信 / 海外 / 債券
海外国債ファンド（変額年金）	追加型投信 / 海外 / 債券
海外国債ファンド（1年決算型）	追加型投信 / 海外 / 債券
新光7資産バランスファンド	追加型投信 / 内外 / 資産複合

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された海外国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り
ます。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有
するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定め
るものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをい
います。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをい
います。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行
信託の受益証券に限りです。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発
行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下
「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号
から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の
証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品
取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま
す。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除
きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対
応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融
商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3
号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項
第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28
条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引
と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取
引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における
通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに
外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができま

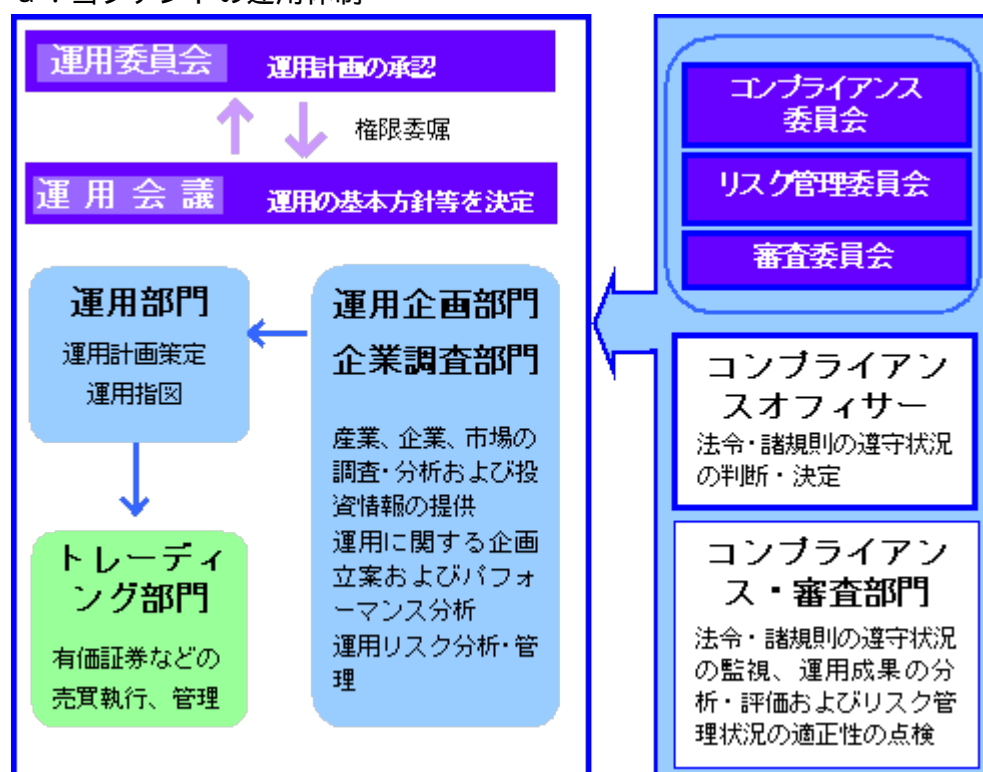
す。

d．スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(3) 【運用体制】

a．当ファンドの運用体制



平成21年1月15日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名で

す。人員は今後変更になることがあります。

（参考）

運用の基本方針を踏まえて、ファンドマネージャーが運用計画を作り、売買を指図します。

1 運用の体制

「海外国債ファンド」の運用の基本方針は運用会議で策定されます。この基本方針を踏まえて、ファンドマネージャーは運用計画を作ります。計画ができると、運用委員会にはかれ、そこで承認を受けます。運用計画が決まると、運用部門、運用企画部門、企業調査部門、トレーディング部門が役割を分担して実際の運用が行われます。コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。お客さまの大切な資産をお預かりしている「海外国債ファンド」は、このような分業体制で運用されているのです。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総

合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

ｂ．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（参考）

2 運用の流れ

運用委員会で承認された運用計画を踏まえて、ファンドマネージャーはどの銘柄に投資するか、どんな比率で投資するかを決定します^{（*17）}。市場情報を提供してくれるトレーディング部門や、経済、産業、企業、市場などの調査・分析を行って投資情報を提供してくれる運用企画部門・企業調査部門など強力なサポート体制でファンドマネージャーをバックアップしています。実際の売買はファンドマネージャーがトレーディング部門に指図を出して行われます。

運用リスク管理を運用企画部門が、運用に関わる法令や諸規則がきちんと守られているかどうかの監視、運用成果の分析・評価を行うのはコンプライアンス・審査部門です。

（用語解説・注釈）

（*17）銘柄の選定・決定

「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式で運用しています。原則として海外国債マザーファンドに投資を行い、長期的に安定した収益の確保とベンチマークを上回る運用を目指しています。また「海外国債マザーファンド」では超過収益を上げるために通貨アロケーション*・イールドカーブ戦略*・セクターアロケーション*という運用手法を用いています。さらに、リスク管理の観点からデュレーション調整*に配慮しながら投資銘柄、投資比率を決めています。

*運用手法について

<超過収益獲得>

●通貨アロケーション

外国為替市場で取引される通貨は、強くなったり弱くなったりします。そこで投資環境判断に基づき、どの通貨の有価証券にどのくらい投資するか配分比率を調整する必要があります。配分比率を高めることをオーバーウエイト、配分比率を下げることをアンダーウエイトといいます。通貨アロケーションとは、この配分比率の調整を指します。

●イールドカーブ戦略

イールドカーブとは、縦軸に金利（利回り）、横軸に償還までの残りの年数をとった折れ線グラフです。債券の将来の価値や金利を予測するために用いられ、利回り曲線ともいいます。イールドカーブ戦略とは、市場別のイールドカーブの形状予測に基づき、ファンドのポートフォリオを変化させることをいいます。

●セクターアロケーション

ある公社債と同等の格付けがありながら、上乗せ金利のある他の公社債へ投資することをいいます。アメリカを中心に、国債と格付けが同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

<リスク管理>

●デュレーション調整

ベンチマークのデュレーションを目安に、ポートフォリオ全体のデュレーションを調整することです。債券投資から生じる利益として利子や満期償還金などがありますが、デュレーションとはこれら将来のキャッシュ・フローが複利運用された結果が投資元本に等しくなる期間です。この数値が大きいほど金利変動に対する価格の感応度が大きく、小さいほど金利変動に対する価格の感応度が小さくなります。

（４）【分配方針】

- a．収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。
 - １．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ２．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
 - ３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。
- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d．「分配金受取りコース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファン

ドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

e．投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

h．私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

i．有価証券の貸付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

j．公社債の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担

保の提供の指図を行なうものとします。

（ロ）借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k．資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- 3．借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

1．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

（ロ）上記（イ）の取扱い、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債等の値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

b．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接株式の組入れを行っている場合には、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。資産価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的リスク

（イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信

託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ハ）短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（参考）

ファンドの基準価額（*18）はさまざまな要因で上がったり下がったりします。

1 基準価額に影響する主なリスク

「海外国債ファンド」は主として「海外国債マザーファンド」を通じて、値動きのある公社債を中心に投資をしているので、ファンドの基準価額は上がったり下がったりします。ファンドを買ったときの元本が保証されているわけではありません。ここではファンドの基準価額が影響を受けるリスク要因について説明します。

金利変動リスク

金利が上がり下がりして債券や株式の価格に影響を及ぼすリスクが金利変動リスクです。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、「海外国債ファンド」の基準価額が下がる可能性があります（*19）。「海外国債ファンド」は主にアメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6ヵ国が発行している国債や政府機関債に投資するので、これらの国々で金利が上昇した場合にファンドの基準価額が下がる可能性があります。また金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場だけではなく株式市場を通じて「海外国債ファンド」の基準価額が影響を受けることがあります。

信用リスク

投資した債券や短期金融商品（*20）の発行体（*21）が財政難などの理由で元本および利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクが信用リスクです。これを債務不履行もしくはデフォルトといいます。一般に債務不履行が発生した場合、もしくは予想される場合には債券や短期金融商品の価格は下落します。また格付けが下げられた場合にも価格は下落することがあります。さらに発行体が上場企業の場合は、株価も下がる可能性があります。このようなことが原因で「海外国債ファンド」の基準価額が下落することがあります。

株価変動リスク

株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化などの影響を受けて下落するリスクが株価変動リスクです。「海外国債ファンド」が株式に投資をしている場合は、株式市場の動きによって基準価額が変動します。組み入れている株式の価格が下がった場合には基準価額も下落する可能性があります。

また組み入れている株式を発行している会社が業績悪化、経営不振、倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少、もしくは価値が全くなくなって、「海外国債ファンド」の基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

（用語解説・注釈）

（*18） 基準価額

投資信託に組み入れている株式や公社債等をすべて評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコストを差し引いて純資産総額を算出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。

（*19） 金利と債券価格の関係

例えば利率が3%で固定された債券があるとします。現在の金利が1%であれば利率が3%の債券は非常に魅力的な商品です。欲しがる人が多いと考えられるので、需給の関係から価値（債券価格）も高くなるはずです。一方逆の状況を想定したときは、債券の価値（債券価格）は下がるはずです。このように金利と債券価格は逆の動きをします。

（*20） 短期金融商品

CD（譲渡性預金）、CP（コマーシャル・ペーパー）、コール・ローン、手形などの短期金融市場で取引されている残存期間の短い金融商品をいいます。

（*21） 発行体

資金調達を行うために債券を発行する主体のことです。「海外国債ファンド」の場合は、主な投資対象が国債であり、その場合の発行体は国になります。

流動性リスク

「海外国債ファンド」が主な投資先としている国債などの債券は債券市場で売買されています。市場は需要と供給のバランスで成り立っています。そこでもし債券を売りたいと思っても、需要または供給がなければ、希望する時期に希望する価格で希望するだけの数量を売買できないことがあります。株式の場合は株式市場で売買されるので同じことがいえます。これが流動性リスクです。「海外国債ファンド」が売買しようとする債券や株式などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合は、希望する価格で希望する売買をできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受けて「海外国債ファンド」の基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

「海外国債ファンド」が投資している国債などはそれぞれ現地通貨建てで発行されています。しかし基準価額や分配金などはすべて円建てに換算されるので、換算されるときに為替相場の影響を受けます。これが為替変動リスクです。「海外国債ファンド」では為替ヘッジを行っていないので、たとえ海外の国債などが値上がりしてもその国の通貨に対して円高になった場合には国債などの円換算価格が下落することがあります。その場合は、「海外国債ファンド」の基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

一般に海外の債券や株式などの有価証券に投資する場合には、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの政策の変化が価格に影響します。これがカントリーリスクです。「海外国債ファンド」が投資している債券や株式などの発行国で政治、経済、社会情勢の変化が起き、金融、証券市場が混乱した場合には、債券や株式の価格が大きく変動するリスクがあります。その影響を受けて「海外国債ファンド」の基準価額が下落する可能性があります。

他のベビーファンドの影響

「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式で運用されており、他のベビーファンドと合同で運用されています。したがって、新たなベビーファンドが設定されたり、他のベビーファンドで大量の解約が起きたり資産構成に変更が生じた場合には、「海外国債ファンド」に影響が及ぶことが考えられます。例えば、「海外国債マザーファンド」に組み入れられている国債や株式などの有価証券が売買され、組み入れている銘柄が変わったり、売買手数料などの負担が生じた場合、「海外国債マザーファンド」の基準価額が下落する可能性があります。これに連動して「海外国債ファンド」の基準価額も下落するリスクがあります。

その他のリスク

今まであげてきたリスク以外にも、ファンドに関する一般的なリスクには以下のものがあります。

- (1) 法令や税制が変更された場合に、ファンドを保有するお客さまが不利益を被る可能性があります。
- (2) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行えないことがあります。また、投資信託財産の減少などで運用会社が目的とする運用が困難だと判断した場合は、安定運用に切り替えることがあります。
- (3) 短期間に集中して解約のお申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入銘柄を市場の実勢価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合には、基準価額が下落する要因となり、ファンドを保有するお客さまが損失を被ることがあります。
- (4) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、もしくは政策の変更などの事情によって閉鎖されることがあります。このような状況になった場合には「海外国債ファンド」が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

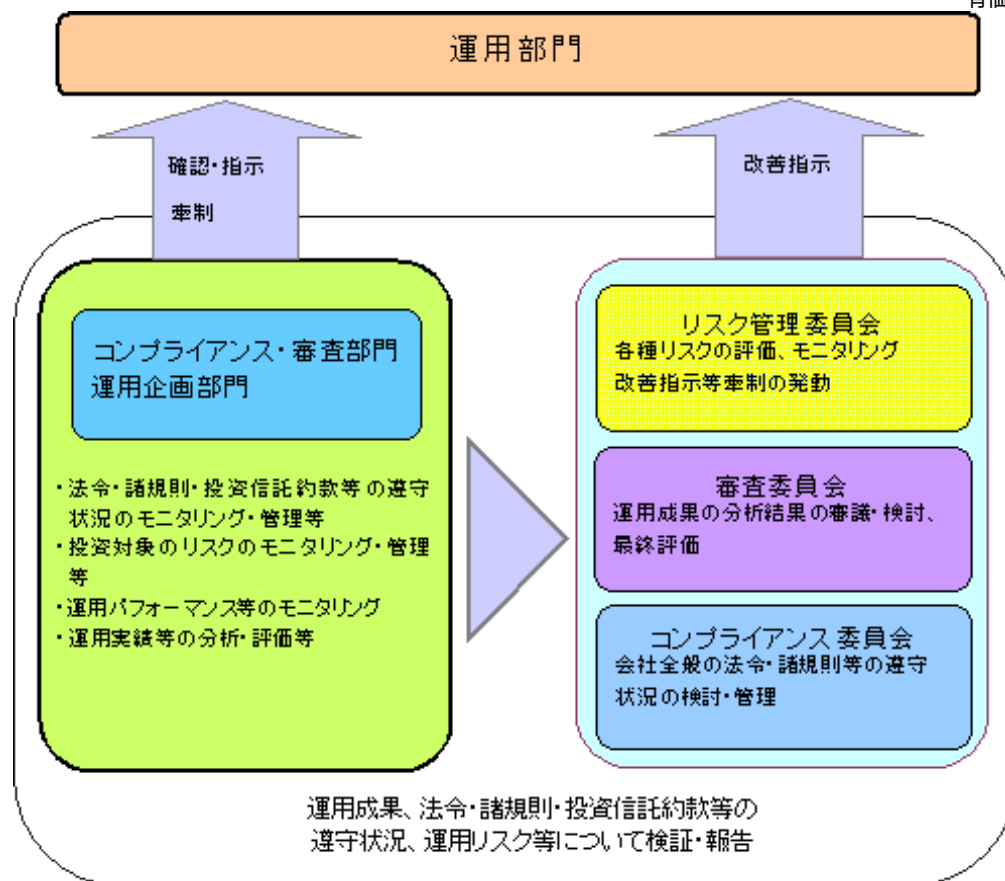
(参 考)

2 リスクを管理する体制

「海外国債ファンド」の運用会社である新光投信では、基準価額に影響を及ぼすリスクをできるだけ軽減するために、運用企画部門、コンプライアンス・審査部門が連携して、下記のとおりリスクを管理する体制を構築しています。

(2) リスク管理体制

- | | |
|---------------|---|
| パフォーマンスの分析・管理 | ： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。 |
| 運用リスクの管理 | ： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。 |



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

- 1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

（参 考）

お申し込みの時にかかる手数料など

「海外国債ファンド」をお申し込みいただく際の費用は、お申し込み手数料としてお客さまにご負担いただいています。お申し込み手数料は、申し込まれた日の翌営業日の基準価額の2.1%（税込）を上限に、販売会社がそれぞれ独自に定めた率で計算される金額になります（*26）。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合の手数料は無料です。また、償還乗り換え（*27）、償還前乗り換え（*28）の場合は、お申し込み手数料の優遇（免除や割引など）を受けることができます場合があります。優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件などは販売会社ごとに異なります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

（用語解説・注釈）

（*26） お申し込み手数料

お申し込み手数料は、お申し込み口数、お申し込み総金額に応じて、または販売会社によっても異なります。詳しくはお申し込みをされる販売会社もしくは新光投信にお問い合わせ下さい。

（*27） 償還乗り換え

お客さまの保有していたファンドが償還した場合、その償還金を使って償還から一定期間内に「海外国債ファンド」を同じ販売会社で申し込むことをいいます。

（*28） 償還前乗り換え

お客さまの保有中のファンドが償還されることが決まっている場合、そのファンドの償還日の前の一定期間内に解約された代金を使って「海外国債ファンド」を同じ販売会社で申し込むことをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組入れられます。

（参 考）

ご解約の時にかかる手数料など

「海外国債ファンド」を解約される際に、手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額を差し引かせていただきます。

お客さまにお支払いするお金を確保するために、ファンドで保有している公社債などを一部売却して現金化します。公社債などを市場で売買するためにはコストがかかりますので、その一部をご解約されるお客さまにもご負担いただくしくみをとっています。引き続き「海外国債ファンド」を持ち続けるお客さまだけにこのコストを負担していただくのでは不公平感が生じるからです。ご解約されるお客さまにご負担いただくお金を信託財産留保額といいます。

解約時の基準価額から差し引かれる「海外国債ファンド」の信託財産留保額は基準価額の0.1%で

す。このお金は運用資金の一部としてファンドに組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の99.75の率（0.9975％）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分は、販売会社毎の販売残高に応じて異なります。下記表中の「販売会社別純資産額」とは、当ファンドの純資産総額における、販売会社毎の取扱いにかかる額をいいます。

	販売会社別 純資産額	委託者 (税込)	各販売会社 (税込)	受託者 (税込)
信託報酬の配分 (販売会社別純資産 額に対する年率)	100億円未満 の場合	0.3150%	0.6300%	0.0525%
	100億円以上 300億円未満 の場合	$[0.3675 - 0.0525 \times \text{販売会社別純資産額(百億円)}] \%$	$[0.5775 + 0.0525 \times \text{販売会社別純資産額(百億円)}] \%$	0.0525%
	300億円以上 の場合	0.2100%	0.7350%	0.0525%

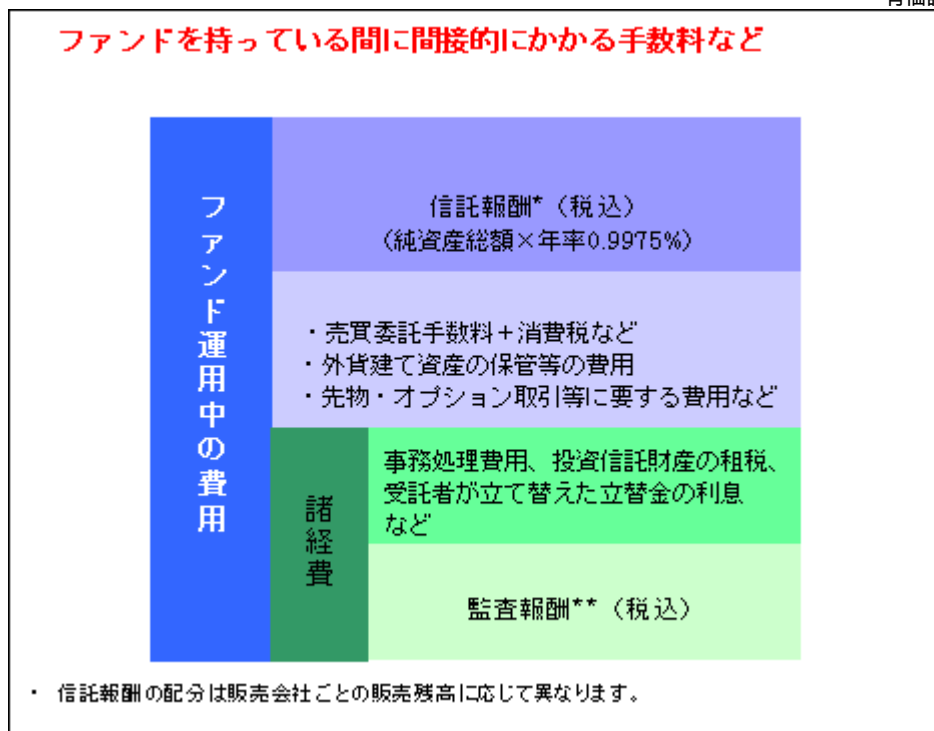
（４）【その他の手数料等】

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（参 考）

ファンドを持っている間にかかる手数料など

「海外国債ファンド」の運用、管理などにかかる費用は、ファンドにおいてお客さまからお預かりしている資金の中から間接的に信託報酬としてご負担いただいています。この信託報酬は年率0.9975％（税込）です。これは毎日計算され、ファンドの運用、管理、販売に関わっているそれぞれの会社に配分しています。またその他ファンドの事務にかかる諸費用（*29）も、お客さまの運用資金の中から間接的にご負担いただいています。基準価額は、これら間接的な費用を差し引いて計算しています。



（用語解説・注釈）

（*29）ファンドの事務にかかる諸費用

運用資産に関する租税、事務処理の諸費用、監査報酬（消費税含む）および管理にかかる費用です。

*信託報酬

投資信託財産の運用、組入有価証券の保管・管理、代行事務の取り扱いなどに対する対価として、受益者が投資信託財産から委託者、販売会社、受託者に対して支払う費用です。

**監査報酬

平成10年施行の証券取引法の改正ならびに投資信託法の改正により、投資信託について法令に基づくディスクロージャー（開示）の規定が適用され、このディスクロージャーの透明性を確保する視点から、公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられました。監査報酬とは、このファンド監査に必要な費用のことです。

（5）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。ただし、その年に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（大口株主が受取る配当金等は除きます。）の金額の合計額が100万円（年間の受取金額が1万円以下の銘柄にかかるものは除外されます。）を超える場合には、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。確定申告により申告分離課税を選択した場合、100万円までは10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率

が適用となります。

（ロ）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益は、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能で、源泉徴収税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、上記税率の特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収あり）においては申告不要の特例があります。なお、当該金額の合計額が500万円を超える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となり、特定口座（源泉徴収あり）においても申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。

* 当該2年間における特定口座（源泉徴収あり）における源泉徴収税率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

（ハ）損益通算について

平成21年1月1日から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されました。一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

b. 法人の受益者の場合

平成21年3月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成21年4月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

（参 考）

利益と分配金にかかる税金

税金は解約、償還の時に利益が出た場合と、分配金が出た場合にかかってきます。

解約したとき・償還したときに利益が出た場合

「海外国債ファンド」をご解約された時の譲渡益^{（*30）}は、譲渡所得とみなされ税金がかかります。また、「海外国債ファンド」は信託期間が原則として無期限ですが、やむを得ない事情で償還（信託契約の解約^{（*31）}）する場合があります。その場合の譲渡益^{（*30）}は、譲渡所得とみなされ税金がかかります。

税額は個人のお客さまの場合、利益の20%（所得税15%、地方税5%）（ただし、一定の条件のもとでは10%の軽減税率が適用されます。詳しくは→下記「税率等の特例措置」をご覧ください）で、原則として申告分離課税^{（*32）}となります。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。なお、法人のお客さまの場合、税額は利益の7%（平成21年4月1日より15%）（所得税のみ）で、原則として源泉徴収されます^{（*33）}。利益が出なかった場合には、税金はかかりません。

分配金が出た場合

「海外国債ファンド」の分配金は普通分配金と特別分配金に区分されます（→下記「普通分配金と特別分配金」をご覧ください）。普通分配金には個人のお客さまの場合20%（所得税15%、地方税5%）（ただし、一定の条件のもとでは10%の軽減税率が適用されます。詳しくは→下記「税率等の特例措置」をご覧ください）、法人のお客さまの場合7%（平成21年4月1日より15%）（所得税のみ）の税金がかかります^{（*33）}。特別分配金には税金はかかりません。また確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税^{（*32）}のいずれかを選択することもできます。

税制は今後改正される場合がありますので、ご注意下さい。

税率等の特例措置

解約したとき・償還したとき（譲渡所得に対する税率）

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用になり、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、申告不要の特例が適用されます。この2年間ににおける特定口座（源泉徴収あり）の源泉徴収税率は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

なお、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用になり、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合でも、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。

年間の譲渡所得等の合計額	
500万円以下の部分	500万円超の部分
10%	20%

分配金が出た場合（配当所得に対する税率）

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。ただし、その年に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（大口株主が受取る配当金等は除きます。）の金額の合計額が100万円（年間の受取金額が1万円以下の銘柄にかかるものは除外されます。）を超える場合には、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。確定申告により申告分離課税を選択した場合、100万円までは10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

年間の受取配当金等の合計額	
100万円以下の部分	100万円超の部分
10%	20%

損益通算

平成21年1月1日から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されました。解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

税制は今後改正される場合がありますので、ご注意下さい。

個別元本について

個別元本とは、お客さま一人一人の元本額のことで、ファンドから利益が出たかどうか計算するときの基準になります。「海外国債ファンド」は追加型のファンドなので、積立感覚で毎月一定額のお申し込みをされる場合や、まとまったお金がある時に申し込むことができます。このように同じファンドを何回かに分けて申し込まれた場合は、毎回基準価額が異なるため、販売会社がお客さまごとに基準価額を加重平均して、個別元本を計算します（*34）。

ただし、同じ「海外国債ファンド」を異なる販売会社で申し込みをされた場合の個別元本は、販売会社ごとに計算されます。また同じ販売会社でも、複数の支店で同じ「海外国債ファンド」を申し込まれた場合の個別元本は、支店ごとに計算される場合があります。さらに「分配金受取りコース」と「分配

金再投資コース」の両方をご購入の場合は、コース別に個別元本が計算される場合があります。

このように個別元本は「海外国債ファンド」を追加でお求めになる度に再計算されます。また分配金に特別分配金が含まれる場合には、特別分配金の額だけ個別元本は減額されます。（→下記「普通分配金と特別分配金」をご覧ください）。

普通分配金と特別分配金

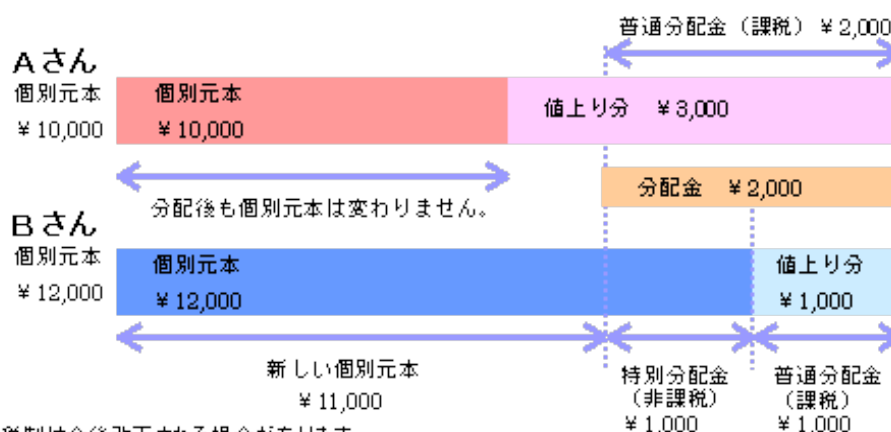
「海外国債ファンド」は追加型株式投資信託なので、その分配金は普通分配金と特別分配金に区分されます。普通分配金は課税対象となりますが、特別分配金は非課税扱いとなります。特別分配金は、お客さまの個別元本の一部を払い戻したとみなされるためです。

具体例で説明しましょう。同じファンドを持った2人のお客さまがいらっしゃるとします。個別元本はファンドの購入時期や購入回数によって、お客さまごとに異なります。Aさんの個別元本は10,000円、Bさんの個別元本は12,000円だとします。決算時の基準価額（分配金込み）は13,000円で、分配金は2,000円です。

Aさんの場合は、支払われる分配金2,000円全額が普通分配金となり、この2,000円に対して税金がかかります。ところが、Bさんの場合は、支払われる分配金2,000円のうち、1,000円分だけは値上り分となります。残りの1,000円分は、12,000円の個別元本の一部が戻ってきたとみなされます。この部分は特別分配金と呼ばれ、利益ではないので税金はかかりません。分配金が支払われた後、Bさんの個別元本からは個別元本が戻ってきたとみなされた特別分配金の分が差し引かれ、11,000円が新しい個別元本となります。

Aさんが個人の場合、普通分配金2,000円には10%の源泉徴収（所得税7%、地方税3%）となり、受け取れる手取額は1,800円となります。Bさんも個人としますと普通分配金1,000円に対して10%の源泉徴収（所得税7%、地方税3%）となり、特別分配金1,000円には税金がかからないので、受け取れる手取額は1,900円になります。

普通分配と特別分配金の例（1万口当たり）



上記は、年間受取配当金等の合計額が100万円以下のお客さまの分配金にかかる税金が源泉徴収された場合の一例です。

税率等の扱いはお客さまごとに異なります。（→上記「利益と分配金にかかる税金」、→上記「税率等の特例措置」をご覧ください）。

（用語解説・注釈）

（*30）譲渡益

解約価額および償還価額から取得費用（お申し込み手数料および消費税等を含みます。）を控除した利益をいいます。

（*31） 信託契約の解約

信託契約を解約、つまり、ファンドを繰上償還することがお客さまのために有利である場合や、やむを得ない事情が発生したときは、所定の手続を経た上で信託契約を終了する場合があります。

（*32） 申告分離課税

株式等を売却（譲渡）して得た損益を1年間合計して確定申告し、決められた税率にもとづいて税金を支払うことを申告分離課税といいます。

（*33） 源泉徴収

販売会社が税務署に代わって税金を徴収し、税引き後の利益をお客さまに渡す税金徴収の方法です。個人で確定申告する必要はありません。

（*34） 加重平均

お客さまが「海外国債ファンド」を追加で購入される度に、過去に購入された時の申込金額の総額を足し合わせて保有口数で割り、1万口当たりの平均価額を算出します。これを加重平均するといいます。

ただし、申込金額の総額には、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。

ご購入の手引き

「海外国債ファンド」のお申し込み方法についてご説明します。

まずこのファンドを取り扱っている販売会社取引口座を開設していただきます。次に基準価額を参考にファンドをどのくらい申し込むかを決めていただきます。あとは期日までにお金をお支払いいただきますと、お客さまの「海外国債ファンド」の運用がはじまります。

ただし、事前に知っておいていただきたい留意点がいくつかございます。手数料や税金などについてもご理解いただく必要があります。また、換金される際のルールなどを含め、商品の内容をよくご理解の上「海外国債ファンド」をご検討下さい。

「海外国債ファンド」のお申し込みとご解約、手数料、税金についてご理解いただけましたか？

以下にもう一度簡単にまとめました。ご不明な点がありましたら、新光投信もしくはお近くの販売会社にお問い合わせ下さい。

■お申し込みとご解約

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」

「海外国債ファンド」は決算日（原則として毎月15日）ごとに分配金を受け取る「分配金受取りコース」と、分配金をもとのファンドに組み入れて運用を続ける「分配金再投資コース」から選ぶことができます。「分配金再投資コース」を選択された場合、分配金を再投資する際の手数料はかかりません。分配金の受け取り方法は、最初にお申し込みをされるときに決めていただくことになっています。

お申し込みの流れ

「海外国債ファンド」をお申し込みいただく際、取引口座をお持ちでないお客さまにつきましては取引口座を開設し、「分配金受取りコース」か「分配金再投資コース」のいずれかをお選びいただきます。あとはお申し込み金額にお申し込み手数料、消費税などを合わせた額を販売会社が指定する日までにお支払いいただきますとお申し込み手続きが完了します。

お申し込みの単位

「海外国債ファンド」は1口1円から運用が始まっています。ファンドは年月を経て運用される間に、1口の価額が上がったり下がったりします。そのため1口1円ではじまった「海外国債ファンド」も、お客さまが購入される時期によって価額が異なります。「海外国債ファンド」を購入できる単位は販売会社によって異なります。

ご解約の流れ

「海外国債ファンド」をご解約されるときは、お申し込みいただいた販売会社で解約請求を行います。「分配金受取りコース」、「分配金再投資コース」のいずれも、1口単位で解約することができます。解約単位は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

■手数料

お申し込みの時にかかる手数料など

「海外国債ファンド」をお申し込みいただくときには、手数料がかかります。お申し込み手数料は申し込まれた日の翌営業日の基準価額の2.1%（税込）を上限に、販売会社がそれぞれ独自に定めた率で計算される金額になります。

ご解約の時にかかる手数料など

「海外国債ファンド」を解約するときには手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額を差し引かせていただきます。お客さまの解約時の基準価額から差し引かれる「海外国債ファンド」の信託財産留保額は解約時の基準価額の0.1%です。

ファンドを持っている間にかかる手数料など

「海外国債ファンド」の運用、管理などの際にかかる費用は、お客さまが運用を託している資金の中からご負担いただいています。このうち信託報酬は年率0.9975%（税込）です。

■税金

利益と分配金にかかる税金

解約したとき・償還したときに利益が出た場合

「海外国債ファンド」をご解約された時の譲渡益は、譲渡所得とみなされ税金がかかります。また、「海外国債ファンド」は信託期間が原則として無期限ですが、やむを得ない事情で償還する場合があります。その場合の譲渡益は、譲渡所得とみなされ税金がかかります。利益が出なかった場合には、税金はかかりません。

分配金が出た場合

分配金は普通分配金と特別分配金に区分されます。普通分配金は税金がかかりますが、特別分配金には税金はかかりません。なお、税金は原則として源泉徴収されますが、確定申告を行い総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税を選択することができます。

税率等の特例措置

解約したとき・償還したとき（譲渡所得に対する税率）

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額に応じて税率が軽減されます。

分配金が出た場合（配当所得に対する税率）

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、その年に受取る普通分配金を含む上

場株式等の配当等の金額の合計額に応じて税率が軽減されます。

個別元本について

個別元本とは、お客さまお一人お一人の元本額のことです。ファンドから利益が出たかどうか計算するときの基準になります。同じファンドを何回かに分けて申し込まれた場合は、販売会社がお客さまごとに基準価額を加重平均して個別元本を計算します。

普通分配金と特別分配金

追加型株式投資信託の分配金は普通分配金と特別分配金に区分されます。普通分配金は課税対象ですが、特別分配金は非課税です。特別分配金はお客さまの個別元本の一部を払い戻したとみなされるためです。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成20年11月28日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	海外国債マザー ファンド受益証券	日 本	円 142,158,044,362	時価	% 99.2
			小 計	円 142,158,044,362	-	% 99.2
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 1,108,122,578	負債控除後の 取得価額	% 0.8
-	純資産総額			円 143,266,166,940	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成20年11月28日現在）

（平成29年11月29日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券		円		%
			アメリカ	55,681,831,620	時価	30.7
			カナダ	6,026,305,899	時価	3.3
			ドイツ	39,348,224,582	時価	21.7
			イタリア	24,382,087,264	時価	13.4
			フランス	31,446,828,336	時価	17.3
			イギリス	16,598,777,220	時価	9.2
			小 計	173,484,054,921	—	95.7
その他 資産	コール・ローン等	日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%	
			7,814,165,331		4.3	

-	純資産総額	円 181,298,220,252	—	% 100.0
---	-------	----------------------	---	------------

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年11月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量(口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	海外国債マザーファンド 受益証券	日本	親投資信託	100,040,847,546	1.3758	137,636,198,053	1.4210	142,158,044,362	99.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率 (平成20年11月28日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託	99.22
合計	99.22

株式業種別投資比率 (平成20年11月28日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年11月28日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	26,000,000	12,608.62	3,278,243,456	13,003.40	3,380,885,716	4.0000	2018.01.04	1.86
2	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	25,000,000	12,373.92	3,093,480,703	13,381.57	3,345,392,812	8.1250	2019.08.15	1.84
3	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	24,000,000	13,325.01	3,198,002,592	13,416.19	3,219,886,464	6.5000	2011.04.25	1.77
4	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	25,000,000	12,786.41	3,196,604,045	12,829.05	3,207,262,575	5.5000	2010.11.01	1.76
5	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	25,000,000	12,787.77	3,196,942,900	12,805.02	3,201,255,600	5.2500	2011.08.01	1.76
6	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	25,000,000	12,728.62	3,182,156,500	12,755.73	3,188,933,600	5.3750	2010.01.04	1.75
7	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	25,500,000	12,344.17	3,147,765,798	12,420.57	3,167,246,880	3.0000	2010.01.12	1.74
8	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	23,000,000	12,792.70	2,942,321,092	12,848.14	2,955,074,362	5.5000	2010.04.25	1.62
9	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	12,444.08	2,488,817,000	13,656.24	2,731,249,750	8.0000	2021.11.15	1.50
10	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	12,696.37	2,539,274,062	13,641.32	2,728,264,125	8.8750	2017.08.15	1.50
11	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	21,000,000	12,851.84	2,698,887,660	12,892.50	2,707,426,806	5.2500	2010.07.04	1.49
12	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	12,551.56	2,510,313,500	13,478.60	2,695,720,812	8.7500	2017.05.15	1.48
13	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	20,000,000	13,173.45	2,634,690,040	13,285.58	2,657,116,080	4.2500	2018.07.04	1.46
14	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	20,000,000	12,975.06	2,595,013,200	13,072.40	2,614,481,960	5.2500	2011.01.04	1.44

15	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	15,000,000	14,776.54	2,216,481,360	15,736.42	2,360,463,930	6.2500	2024.01.04	1.30
16	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	17,000,000	13,121.08	2,230,583,889	13,317.61	2,263,994,992	5.0000	2012.07.04	1.24
17	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	15,500,000	14,108.69	2,186,846,950	14,552.28	2,255,603,710	6.5000	2027.11.01	1.24
18	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	18,000,000	12,427.22	2,236,901,378	12,500.79	2,250,142,599	4.0000	2010.03.01	1.24
19	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	15,000,000	13,954.66	2,093,199,750	14,988.48	2,248,272,120	5.6250	2028.01.04	1.24
20	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,533.28	2,106,657,000	10,928.88	2,185,776,062	4.7500	2014.05.15	1.20
21	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,297.42	2,059,484,125	10,755.71	2,151,142,812	4.2500	2014.11.15	1.18
22	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,307.87	2,061,574,062	10,700.48	2,140,096,000	4.2500	2014.08.15	1.18
23	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	15,000,000	13,606.98	2,041,047,890	14,168.28	2,125,242,515	11.2500	2015.02.15	1.17
24	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,484.02	2,096,804,437	10,592.99	2,118,599,500	5.0000	2011.08.15	1.16
25	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	9,871.96	1,974,393,812	10,551.19	2,110,239,750	4.2500	2017.11.15	1.16
26	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,356.38	2,071,277,353	10,404.90	2,080,980,625	5.0000	2011.02.15	1.14
27	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	9,627.14	1,925,429,562	10,403.41	2,080,682,062	4.0000	2018.08.15	1.14
28	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,309.36	2,061,872,625	10,352.65	2,070,530,937	5.7500	2010.08.15	1.14
29	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	15,500,000	12,965.20	2,009,607,302	13,180.84	2,043,030,727	4.5000	2013.01.04	1.12
30	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,000,000	10,021.25	2,004,250,062	10,056.33	2,011,266,290	4.5000	2010.05.15	1.10

（注）外貨建債券の単価及び金額は、平成20年11月28日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成20年11月28日現在）

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	95.68
合 計	95.68

株式業種別投資比率（平成20年11月28日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	7,872,640,600	7,895,811,550	10,193	10,223
	第2期計算期間末	9,896,850,969	9,925,171,209	10,484	10,514
	第3期計算期間末	14,538,399,796	14,580,757,426	10,297	10,327
	第4期計算期間末	17,486,674,193	17,539,487,123	9,933	9,963
	第5期計算期間末	20,871,526,552	20,932,818,472	10,216	10,246
第2期特定期間	第6期計算期間末	25,112,052,314	25,187,229,164	10,021	10,051
	第7期計算期間末	31,854,506,129	31,948,144,589	10,206	10,236
	第8期計算期間末	43,727,117,636	43,858,195,856	10,008	10,038
	第9期計算期間末	55,297,782,836	55,459,401,866	10,264	10,294
	第10期計算期間末	69,921,278,543	70,117,178,573	10,708	10,738
	第11期計算期間末	80,550,110,449	80,769,340,519	11,023	11,053

第3期特定期間	第12期計算期間末	86,041,330,274	86,280,688,074	10,784	10,814
	第13期計算期間末	93,677,836,563	93,907,083,747	10,965	10,991
	第14期計算期間末	99,958,831,045	100,231,407,393	11,002	11,032
	第15期計算期間末	108,577,843,359	108,860,035,876	11,543	11,573
	第16期計算期間末	106,967,663,425	107,250,101,219	11,362	11,392
	第17期計算期間末	106,714,649,976	106,995,453,502	11,401	11,431
第4期特定期間	第18期計算期間末	113,216,774,684	113,504,526,610	11,804	11,834
	第19期計算期間末	121,167,098,525	121,455,917,348	12,586	12,616
	第20期計算期間末	113,138,311,020	113,425,244,795	11,829	11,859
	第21期計算期間末	110,655,308,816	110,942,905,471	11,543	11,573
	第22期計算期間末	108,799,063,868	109,082,351,495	11,522	11,552
	第23期計算期間末	102,508,132,929	102,789,909,259	10,914	10,944
第5期特定期間	第24期計算期間末	103,502,804,093	103,785,918,838	10,968	10,998
	第25期計算期間末	104,123,559,252	104,403,834,803	11,145	11,175
	第26期計算期間末	105,875,932,689	106,154,358,595	11,408	11,438
	第27期計算期間末	105,554,948,460	105,832,785,805	11,397	11,427
	第28期計算期間末	106,518,143,457	106,788,880,576	11,803	11,833
	第29期計算期間末	100,536,326,906	100,807,224,310	11,134	11,164
第6期特定期間	第30期計算期間末	103,865,924,062	104,138,525,466	11,431	11,461
	第31期計算期間末	101,736,025,458	102,008,847,792	11,187	11,217
	第32期計算期間末	104,393,197,864	104,668,392,651	11,380	11,410
	第33期計算期間末	106,589,818,322	106,863,559,076	11,681	11,711
	第34期計算期間末	104,021,903,790	104,292,537,616	11,531	11,561
	第35期計算期間末	104,244,185,582	104,510,749,299	11,732	11,762
第7期特定期間	第36期計算期間末	102,619,384,578	102,883,923,722	11,638	11,668
	第37期計算期間末	105,929,424,308	106,285,040,078	11,915	11,955
	第38期計算期間末	102,955,784,658	103,315,861,735	11,437	11,477
	第39期計算期間末	108,179,636,183	108,548,074,315	11,745	11,785
	第40期計算期間末	110,422,100,269	110,801,550,754	11,640	11,680
	第41期計算期間末	116,843,106,995	117,236,565,362	11,879	11,919
第8期特定期間	第42期計算期間末	119,995,615,132	120,401,530,289	11,825	11,865
	第43期計算期間末	124,599,422,315	125,022,149,631	11,790	11,830
	第44期計算期間末	132,357,244,070	132,797,025,294	12,038	12,078
	第45期計算期間末	133,641,538,793	134,091,031,736	11,893	11,933
	第46期計算期間末	137,679,337,622	138,137,068,517	12,031	12,071
	第47期計算期間末	141,279,852,884	141,748,010,652	12,071	12,111
第9期特定期間	第48期計算期間末	144,483,321,736	144,958,729,195	12,157	12,197
	第49期計算期間末	146,270,287,283	146,804,197,066	12,328	12,373
	第50期計算期間末	144,496,831,244	145,034,674,318	12,090	12,135
	第51期計算期間末	146,306,017,334	146,848,987,405	12,125	12,170
	第52期計算期間末	146,862,626,069	147,410,053,694	12,072	12,117
	第53期計算期間末	147,485,715,217	148,039,602,271	11,982	12,027

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第10期特定期間	第54期計算期間末	142,250,069,891	142,805,143,973	11,532	11,577
	第55期計算期間末	147,447,165,749	148,001,918,352	11,961	12,006
	第56期計算期間末	149,059,325,080	149,616,631,578	12,036	12,081
	第57期計算期間末	149,824,079,097	150,380,245,898	12,122	12,167
	第58期計算期間末	152,338,741,145	152,893,109,059	12,366	12,411
	第59期計算期間末	151,879,704,328	152,432,266,781	12,369	12,414
第11期特定期間	第60期計算期間末	152,015,292,970	152,565,361,912	12,436	12,481
	第61期計算期間末	153,777,639,272	154,326,376,844	12,611	12,656
	第62期計算期間末	152,664,777,611	153,213,331,403	12,524	12,569
	第63期計算期間末	152,342,141,006	152,885,304,068	12,621	12,666
	第64期計算期間末	150,082,099,865	150,622,973,865	12,487	12,532
	第65期計算期間末	151,228,433,183	151,766,428,205	12,649	12,694

第12期特定期間	第66期計算期間末	152,611,280,850	153,148,919,570	12,773	12,818
	第67期計算期間末	149,795,199,475	150,330,582,247	12,591	12,636
	第68期計算期間末	150,908,465,967	151,438,419,112	12,814	12,859
	第69期計算期間末	144,921,736,953	145,448,802,754	12,373	12,418
	第70期計算期間末	145,958,313,713	146,483,925,264	12,496	12,541
	第71期計算期間末	148,500,687,983	149,022,488,132	12,807	12,852
第13期特定期間	第72期計算期間末	145,131,106,927	145,649,085,358	12,608	12,653
	第73期計算期間末	144,631,201,579	145,147,210,759	12,613	12,658
	第74期計算期間末	142,445,011,845	142,959,917,071	12,449	12,494
	第75期計算期間末	140,915,080,127	141,426,192,284	12,407	12,452
	第76期計算期間末	137,087,955,163	137,894,732,456	11,894	11,964
	第77期計算期間末	142,941,007,435	143,764,379,914	12,152	12,222
第14期特定期間	第78期計算期間末	147,274,284,088	148,121,207,763	12,173	12,243
	第79期計算期間末	154,488,507,467	155,385,136,047	12,061	12,131
	第80期計算期間末	165,624,413,619	166,572,406,665	12,230	12,300
	第81期計算期間末	171,611,500,152	172,604,230,164	12,101	12,171
	第82期計算期間末	166,715,286,540	167,748,581,879	11,294	11,364
	第83期計算期間末 (平成20年10月15日)	154,399,069,317	155,427,088,684	10,513	10,583
平成19年11月末日		144,871,295,003	-	12,657	-
平成19年12月末日		146,565,148,131	-	12,806	-
平成20年1月末日		139,723,790,815	-	12,325	-
平成20年2月末日		139,865,464,496	-	12,340	-
平成20年3月末日		140,474,808,725	-	12,094	-
平成20年4月末日		145,302,396,643	-	12,195	-
平成20年5月末日		150,715,685,192	-	12,120	-
平成20年6月末日		160,698,501,360	-	12,204	-
平成20年7月末日		170,575,753,744	-	12,291	-
平成20年8月末日		174,324,161,542	-	12,037	-
平成20年9月末日		166,939,094,950	-	11,295	-
平成20年10月末日		143,868,031,627	-	9,887	-
平成20年11月末日		143,266,166,940	-	9,859	-

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成13年12月17日)	30円
	第2期計算期間 (平成14年1月15日)	30円
	第3期計算期間 (平成14年2月15日)	30円
	第4期計算期間 (平成14年3月15日)	30円
	第5期計算期間 (平成14年4月15日)	30円
	第6期計算期間 (平成14年5月15日)	30円
	第7期計算期間 (平成14年6月17日)	30円

第2期特定期間	第8期計算期間 (平成14年7月15日)	30円
	第9期計算期間 (平成14年8月15日)	30円
	第10期計算期間 (平成14年9月17日)	30円
	第11期計算期間 (平成14年10月15日)	30円
第3期特定期間	第12期計算期間 (平成14年11月15日)	30円
	第13期計算期間 (平成14年12月16日)	30円
	第14期計算期間 (平成15年1月15日)	30円
	第15期計算期間 (平成15年2月17日)	30円
	第16期計算期間 (平成15年3月17日)	30円
	第17期計算期間 (平成15年4月15日)	30円
第4期特定期間	第18期計算期間 (平成15年5月15日)	30円
	第19期計算期間 (平成15年6月16日)	30円
	第20期計算期間 (平成15年7月15日)	30円
	第21期計算期間 (平成15年8月15日)	30円
	第22期計算期間 (平成15年9月16日)	30円
	第23期計算期間 (平成15年10月15日)	30円
第5期特定期間	第24期計算期間 (平成15年11月17日)	30円
	第25期計算期間 (平成15年12月15日)	30円
	第26期計算期間 (平成16年1月15日)	30円
	第27期計算期間 (平成16年2月16日)	30円
	第28期計算期間 (平成16年3月15日)	30円
	第29期計算期間 (平成16年4月15日)	30円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第6期特定期間	第30期計算期間 (平成16年5月17日)	30円
	第31期計算期間 (平成16年6月15日)	30円
	第32期計算期間 (平成16年7月15日)	30円
	第33期計算期間 (平成16年8月16日)	30円
	第34期計算期間 (平成16年9月15日)	30円
	第35期計算期間 (平成16年10月15日)	30円
第7期特定期間	第36期計算期間 (平成16年11月15日)	30円
	第37期計算期間 (平成16年12月15日)	40円
	第38期計算期間 (平成17年1月17日)	40円
	第39期計算期間 (平成17年2月15日)	40円

	第40期計算期間 （平成17年3月15日）	40円
	第41期計算期間 （平成17年4月15日）	40円
第8期特定期間	第42期計算期間 （平成17年5月16日）	40円
	第43期計算期間 （平成17年6月15日）	40円
	第44期計算期間 （平成17年7月15日）	40円
	第45期計算期間 （平成17年8月15日）	40円
	第46期計算期間 （平成17年9月15日）	40円
	第47期計算期間 （平成17年10月17日）	40円
	第48期計算期間 （平成17年11月15日）	40円
第9期特定期間	第49期計算期間 （平成17年12月15日）	45円
	第50期計算期間 （平成18年 1月16日）	45円
	第51期計算期間 （平成18年 2月15日）	45円
	第52期計算期間 （平成18年 3月15日）	45円
	第53期計算期間 （平成18年 4月17日）	45円
	第54期計算期間 （平成18年 5月15日）	45円
	第55期計算期間 （平成18年 6月15日）	45円
第10期特定期間	第56期計算期間 （平成18年 7月18日）	45円
	第57期計算期間 （平成18年 8月15日）	45円
	第58期計算期間 （平成18年 9月15日）	45円
	第59期計算期間 （平成18年10月16日）	45円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第11期特定期間	第60期計算期間 （平成18年11月15日）	45円
	第61期計算期間 （平成18年12月15日）	45円
	第62期計算期間 （平成19年 1月15日）	45円
	第63期計算期間 （平成19年 2月15日）	45円
	第64期計算期間 （平成19年 3月15日）	45円
	第65期計算期間 （平成19年 4月16日）	45円
	第66期計算期間 （平成19年5月15日）	45円
第12期特定期間	第67期計算期間 （平成19年6月15日）	45円
	第68期計算期間 （平成19年7月17日）	45円
	第69期計算期間 （平成19年8月15日）	45円
	第70期計算期間 （平成19年9月18日）	45円
	第71期計算期間 （平成19年10月15日）	45円

第13期特定期間	第72期計算期間 (平成19年11月15日)	45円
	第73期計算期間 (平成19年12月17日)	45円
	第74期計算期間 (平成20年1月15日)	45円
	第75期計算期間 (平成20年2月15日)	45円
	第76期計算期間 (平成20年3月17日)	70円
	第77期計算期間 (平成20年4月15日)	70円
第14期特定期間	第78期計算期間 (平成20年5月15日)	70円
	第79期計算期間 (平成20年6月16日)	70円
	第80期計算期間 (平成20年7月15日)	70円
	第81期計算期間 (平成20年8月15日)	70円
	第82期計算期間 (平成20年9月16日)	70円
	第83期計算期間 (平成20年10月15日)	70円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成13年12月17日)	2.23%
	第2期計算期間 (平成14年1月15日)	3.15%
	第3期計算期間 (平成14年2月15日)	1.50%
	第4期計算期間 (平成14年3月15日)	3.24%
	第5期計算期間 (平成14年4月15日)	3.15%
	第6期計算期間 (平成14年5月15日)	1.62%
第2期特定期間	第7期計算期間 (平成14年6月17日)	2.15%
	第8期計算期間 (平成14年7月15日)	1.65%
	第9期計算期間 (平成14年8月15日)	2.86%
	第10期計算期間 (平成14年9月17日)	4.62%
	第11期計算期間 (平成14年10月15日)	3.22%
	第12期計算期間 (平成14年11月15日)	1.90%
第3期特定期間	第13期計算期間 (平成14年12月16日)	1.92%
	第14期計算期間 (平成15年1月15日)	0.61%
	第15期計算期間 (平成15年2月17日)	5.19%
	第16期計算期間 (平成15年3月17日)	1.31%
	第17期計算期間 (平成15年4月15日)	0.61%
	第18期計算期間 (平成15年5月15日)	3.80%
	第19期計算期間 (平成15年6月16日)	6.88%

第4期特定期間	第20期計算期間 （平成15年7月15日）	5.78%
	第21期計算期間 （平成15年8月15日）	2.16%
	第22期計算期間 （平成15年9月16日）	0.08%
	第23期計算期間 （平成15年10月15日）	5.02%
第5期特定期間	第24期計算期間 （平成15年11月17日）	0.77%
	第25期計算期間 （平成15年12月15日）	1.89%
	第26期計算期間 （平成16年1月15日）	2.63%
	第27期計算期間 （平成16年2月16日）	0.17%
	第28期計算期間 （平成16年3月15日）	3.83%
	第29期計算期間 （平成16年4月15日）	5.41%

特定期間	決算期	収益率
第6期特定期間	第30期計算期間 （平成16年5月17日）	2.94%
	第31期計算期間 （平成16年6月15日）	1.87%
	第32期計算期間 （平成16年7月15日）	1.99%
	第33期計算期間 （平成16年8月16日）	2.91%
	第34期計算期間 （平成16年9月15日）	1.03%
	第35期計算期間 （平成16年10月15日）	2.00%
第7期特定期間	第36期計算期間 （平成16年11月15日）	0.55%
	第37期計算期間 （平成16年12月15日）	2.72%
	第38期計算期間 （平成17年1月17日）	3.68%
	第39期計算期間 （平成17年2月15日）	3.04%
	第40期計算期間 （平成17年3月15日）	0.55%
	第41期計算期間 （平成17年4月15日）	2.40%
第8期特定期間	第42期計算期間 （平成17年5月16日）	0.12%
	第43期計算期間 （平成17年6月15日）	0.04%
	第44期計算期間 （平成17年7月15日）	2.44%
	第45期計算期間 （平成17年8月15日）	0.87%
	第46期計算期間 （平成17年9月15日）	1.50%
	第47期計算期間 （平成17年10月17日）	0.66%
第9期特定期間	第48期計算期間 （平成17年11月15日）	1.04%
	第49期計算期間 （平成17年12月15日）	1.78%
	第50期計算期間 （平成18年 1月16日）	1.57%
	第51期計算期間 （平成18年 2月15日）	0.66%

第10期特定期間	第52期計算期間 (平成18年 3月15日)	0.07%
	第53期計算期間 (平成18年 4月17日)	0.37%
	第54期計算期間 (平成18年 5月15日)	3.38%
	第55期計算期間 (平成18年 6月15日)	4.11%
	第56期計算期間 (平成18年 7月18日)	1.00%
	第57期計算期間 (平成18年 8月15日)	1.09%
	第58期計算期間 (平成18年 9月15日)	2.38%
	第59期計算期間 (平成18年10月16日)	0.39%

特定期間	決算期	収益率
第11期特定期間	第60期計算期間 (平成18年11月15日)	0.91%
	第61期計算期間 (平成18年12月15日)	1.77%
	第62期計算期間 (平成19年 1月15日)	0.33%
	第63期計算期間 (平成19年 2月15日)	1.13%
	第64期計算期間 (平成19年 3月15日)	0.71%
	第65期計算期間 (平成19年 4月16日)	1.66%
第12期特定期間	第66期計算期間 (平成19年5月15日)	1.34%
	第67期計算期間 (平成19年6月15日)	1.07%
	第68期計算期間 (平成19年7月17日)	2.13%
	第69期計算期間 (平成19年8月15日)	3.09%
	第70期計算期間 (平成19年9月18日)	1.36%
	第71期計算期間 (平成19年10月15日)	2.85%
	第72期計算期間 (平成19年11月15日)	1.20%
第13期特定期間	第73期計算期間 (平成19年12月17日)	0.40%
	第74期計算期間 (平成20年1月15日)	0.94%
	第75期計算期間 (平成20年2月15日)	0.02%
	第76期計算期間 (平成20年3月17日)	3.57%
	第77期計算期間 (平成20年4月15日)	2.76%
	第78期計算期間 (平成20年5月15日)	0.75%
第14期特定期間	第79期計算期間 (平成20年6月16日)	0.35%
	第80期計算期間 (平成20年7月15日)	1.98%
	第81期計算期間 (平成20年8月15日)	0.48%
	第82期計算期間 (平成20年9月16日)	6.09%
	第83期計算期間 (平成20年10月15日)	6.30%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準

価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第3位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成13年10月5日	関東財務局長に対して有価証券届出書を提出
平成13年11月5日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」について、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照下さい。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「海外国債ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（ニ）ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、当ファンドの取得申込みの受付けを行いません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けした取得申込みの受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2 【換金（解約）手続等】

a . 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取りコース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付けは原則として営業日の午後3時（年末年始など本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とする

ための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のもとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買取り

買取請求による換金はできません。ただし、販売会社が任意に買取る場合がありますので、販売会社でご確認下さい。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算日の前日とします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了の日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、約款第52条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議

を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第52条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申立ておよび受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月毎（原則として4月、10月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思

表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第13期特定期間（平成19年10月16日から平成20年4月15日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第14期特定期間（平成20年4月16日から平成20年10月15日まで）については同内閣府令附則第2条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、第13期特定期間（平成19年10月16日から平成20年4月15日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。また、第14期特定期間（平成20年4月16日から平成20年10月15日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

海外国債ファンド 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期特定期間末 (平成20年4月15日現在)	第14期特定期間末 (平成20年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	780,650	508,949
コール・ローン	2,071,011,274	2,666,768,369
親投資信託受益証券	141,902,654,890	153,480,344,974
未収利息	28,116	27,428
流動資産合計	143,974,474,930	156,147,649,720
資産合計	143,974,474,930	156,147,649,720
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	823,372,479	1,028,019,367
未払解約金	97,932,026	588,576,653
未払受託者報酬	5,870,256	6,899,558
未払委託者報酬	105,664,627	124,192,033
その他未払費用	628,107	892,792
流動負債合計	1,033,467,495	1,748,580,403
負債合計	1,033,467,495	1,748,580,403
純資産の部		
元本等		
元本	117,624,639,936	146,859,909,624
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,316,367,499	7,539,159,693
（分配準備積立金）	14,087,808,888	13,262,320,512
元本等合計	142,941,007,435	154,399,069,317
純資産合計	142,941,007,435	154,399,069,317
負債純資産合計	143,974,474,930	156,147,649,720

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期特定期間 自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	第14期特定期間 自平成20年4月16日 至平成20年10月15日
営業収益		
受取利息	3,289,858	4,151,342
有価証券売買等損益	3,117,314,467	17,672,309,916
営業収益合計	3,114,024,609	17,668,158,574
営業費用		
受託者報酬	37,590,253	42,303,085
委託者報酬	676,624,414	761,455,451
その他費用	3,865,012	4,941,726
営業費用合計	718,079,679	808,700,262
営業利益	3,832,104,288	18,476,858,836
経常利益	3,832,104,288	18,476,858,836
当期純利益	3,832,104,288	18,476,858,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,828,404	81,460,551
期首剰余金又は期首欠損金（　）	32,545,099,308	25,316,367,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,814,898,614	7,975,333,884
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,814,898,614	7,975,333,884
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,525,199,773	1,611,553,386
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,525,199,773	1,611,553,386
分配金	3,690,154,766	5,745,590,019
期末剰余金又は期末欠損金（　）	25,316,367,499	7,539,159,693

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
平成20年2月19日、当ファンドの収益分配方針について、分配金額に対する受益者の広範なニーズに対し、柔軟に対応するため、以下のとおり変更することを社内規程に基づき決議いたしました。所要の手続きを行い、平成20年4月10日に信託約款の変更を行い、平成20年5月7日より適用いたしました。 分配金額は、委託会社が基準価額や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期特定期間末 [平成20年 4月15日現在]	第14期特定期間末 [平成20年10月15日現在]
1. 期首元本額	115,955,588,675円	117,624,639,936円
期中追加設定元本額	12,007,838,527円	38,179,445,439円
期中一部解約元本額	10,338,787,266円	8,944,175,751円
2. 特定期間末日における受益権の総数	117,624,639,936口	146,859,909,624口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
1. 分配金の計算過程	(1) 第72期計算期間（平成19年10月16日から平成19年11月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（403,697,331円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,928,632,703円）及び分配準備積立金（15,185,447,355円）より分配対象収益は42,517,777,389円（1万口当たり3,693.77円）であり、うち517,978,431円（1万口当たり45円）を分配しております。	(1) 第78期計算期間（平成20年4月16日から平成20年5月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（454,412,480円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（28,984,808,878円）及び分配準備積立金（13,974,307,485円）より分配対象収益は43,413,528,843円（1万口当たり3,588.19円）であり、うち846,923,675円（1万口当たり70円）を分配しております。

	(2) 第73期計算期間（平成19年11月16日から平成19年12月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（438,496,641円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,906,509,950円）及び分配準備積立金（14,939,097,980円）より分配対象収益は42,284,104,571円（1万口当たり3,687.48円）であり、うち516,009,180円（1万口当たり45円）を分配しております。 (3) 第74期計算期間（平成19年12月18日から平成20年1月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（367,669,700円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,888,587,841円）及び分配準備積立金（14,792,950,869円）より分配対象収益は42,049,208,410円（1万口当たり3,674.86円）であり、うち514,905,226円（1万口当たり45円）を分配しております。	(2) 第79期計算期間（平成20年5月16日から平成20年6月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（439,634,843円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（31,188,242,845円）及び分配準備積立金（13,892,477,516円）より分配対象収益は45,520,355,204円（1万口当たり3,553.77円）であり、うち896,628,580円（1万口当たり70円）を分配しております。 (3) 第80期計算期間（平成20年6月17日から平成20年7月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（566,664,141円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（33,387,650,128円）及び分配準備積立金（13,807,735,859円）より分配対象収益は47,762,050,128円（1万口当たり3,526.74円）であり、うち947,993,046円（1万口当たり70円）を分配しております。
--	--	---

区 分	第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
1. 分配金の計算過程	(4) 第75期計算期間（平成20年1月16日から平成20年2月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（373,679,147円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,739,429,430円）及び分配準備積立金（14,494,464,668円）より分配対象収益は41,607,573,245円（1万口当たり3,663.24円）であり、うち511,112,157円（1万口当たり45円）を分配しております。 (5) 第76期計算期間（平成20年2月16日から平成20年3月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（367,676,361円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,444,298,115円）及び分配準備積立金（14,267,229,515円）より分配対象収益は42,079,203,991円（1万口当たり3,650.99円）であり、うち806,777,293円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第77期計算期間（平成20年3月18日から平成20年4月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（450,154,145円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（28,044,948,664円）及び分配準備積立金（14,084,628,374円）より分配対象収益は42,579,731,183円（1万口当たり3,619.95円）であり、うち823,372,479円（1万口当たり70円）を分配しております。	(4) 第81期計算期間（平成20年7月16日から平成20年8月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（518,284,895円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（35,356,256,648円）及び分配準備積立金（13,682,340,527円）より分配対象収益は49,556,882,070円（1万口当たり3,494.37円）であり、うち992,730,012円（1万口当たり70円）を分配しております。 (5) 第82期計算期間（平成20年8月16日から平成20年9月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（522,467,311円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（37,005,340,705円）及び分配準備積立金（13,558,431,344円）より分配対象収益は51,086,239,360円（1万口当たり3,460.79円）であり、うち1,033,295,339円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第83期計算期間（平成20年9月17日から平成20年10月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（454,714,754円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（36,556,534,646円）及び分配準備積立金（13,248,185,486円）より分配対象収益は50,259,434,886円（1万口当たり3,422.26円）であり、うち1,028,019,367円（1万口当たり70円）を分配しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第13期特定期間末 [平成20年 4月15日現在]		第14期特定期間末 [平成20年10月15日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	141,902,654,890	3,916,492,144	153,480,344,974	10,291,238,459
合 計	141,902,654,890	3,916,492,144	153,480,344,974	10,291,238,459

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第13期特定期間末 [平成20年 4月15日現在]	第14期特定期間末 [平成20年10月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第13期特定期間 自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	第14期特定期間 自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第13期特定期間末 [平成20年 4月15日現在]	第14期特定期間末 [平成20年10月15日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2152円 (12,152円)	1.0513円 (10,513円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	海外国債マザーファンド	102,095,619,620	153,480,344,974	
合 計		102,095,619,620	153,480,344,974	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「海外国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成20年 4月15日現在]	[平成20年10月15日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	-	125,707,400
コール・ローン	1,311,312,850	2,035,742,727
国債証券	191,871,575,984	191,126,343,341
未収利息	3,120,448,182	2,633,912,575
前払費用	48,752,104	1,007,010,055
流動資産合計	196,352,089,120	196,928,716,098
資産合計	196,352,089,120	196,928,716,098
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	117,547,659,915	131,001,525,207
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	78,804,429,205	65,927,190,891
元本等合計	196,352,089,120	196,928,716,098
純資産合計	196,352,089,120	196,928,716,098
負債純資産合計	196,352,089,120	196,928,716,098

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成20年 4月15日現在]	[平成20年10月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	122,422,797,822円	117,547,659,915円
同期中における追加設定元本額	2,451,058,700円	18,864,366,514円
同期中における一部解約元本額	7,326,196,607円	5,410,501,222円
同期末における元本の内訳		
海外国債ファンド	84,951,302,018円	102,095,619,620円
海外国債ファンド（3ヵ月決算型）	12,652,180,189円	11,480,424,223円
新光7資産バランスファンド	4,876,893,209円	3,106,324,565円
海外国債ファンド（1年決算型）	- 円	341,628,321円
海外国債ファンド（変額年金）	15,067,284,499円	13,977,528,478円
合 計	117,547,659,915円	131,001,525,207円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	117,547,659,915口	131,001,525,207口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年 4月15日現在]		[平成20年10月15日現在]	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	191,871,575,984	6,728,017,296	191,126,343,341	2,660,072,682
合 計	191,871,575,984	6,728,017,296	191,126,343,341	2,660,072,682

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	同左
2. 取引の利用目的及び取引に対する取組方針	為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左

3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	同左
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成20年 4月15日現在]	[平成20年10月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成19年10月16日 至 平成20年 4月15日	自 平成20年 4月16日 至 平成20年10月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成20年 4月15日現在]	[平成20年10月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6704円 (16,704円)	1.5033円 (15,033円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
米 ド ル	国債証券		米ドル	米ドル	
		US TREASURY N/B 4.625% 2009/11/15	10,000,000.00	10,324,218.80	
		US TREASURY N/B 6.5% 2010/2/15	10,000,000.00	10,637,500.00	
		US TREASURY N/B 4.5% 2010/5/15	20,000,000.00	20,901,562.60	
		US TREASURY N/B 5.75% 2010/8/15	20,000,000.00	21,470,312.60	
		US TREASURY N/B 5% 2011/2/15	20,000,000.00	21,514,062.60	
		US TREASURY N/B 4.875% 2011/5/31	10,000,000.00	10,765,625.00	
		US TREASURY N/B 5% 2011/8/15	20,000,000.00	21,739,062.60	
		US TREASURY N/B 4.5% 2011/11/30	10,000,000.00	10,710,156.30	
		US TREASURY N/B 4.875% 2012/2/15	10,000,000.00	10,828,906.30	
		US TREASURY N/B 4.75% 2014/5/15	20,000,000.00	21,756,250.00	
		US TREASURY N/B 4.25% 2014/8/15	20,000,000.00	21,146,875.00	
		US TREASURY N/B 4.25% 2014/11/15	20,000,000.00	21,162,500.00	
		US TREASURY N/B 4% 2015/2/15	10,000,000.00	10,360,937.50	
		US TREASURY N/B 11.25% 2015/2/15	15,000,000.00	21,482,812.50	
		US TREASURY N/B 4.125% 2015/5/15	10,000,000.00	10,337,500.00	
		US TREASURY N/B 4.25% 2015/8/15	10,000,000.00	10,310,937.50	

	US TREASURY N/B 4.5% 2015/11/15	10,000,000.00	10,476,562.50	
	US TREASURY N/B 4.5% 2016/2/15	10,000,000.00	10,451,562.50	
	US TREASURY N/B 7.25% 2016/5/15	10,000,000.00	12,153,125.00	
	US TREASURY N/B 5.125% 2016/5/15	5,000,000.00	5,379,687.50	
	US TREASURY N/B 4.875% 2016/8/15	5,000,000.00	5,292,968.75	
	US TREASURY N/B 7.5% 2016/11/15	10,000,000.00	12,337,500.00	
	US TREASURY N/B 4.625% 2016/11/15	5,000,000.00	5,217,187.50	
	US TREASURY N/B 4.625% 2017/2/15	10,000,000.00	10,432,812.50	
	US TREASURY N/B 8.75% 2017/5/15	20,000,000.00	26,637,500.00	
	US TREASURY N/B 8.875% 2017/8/15	20,000,000.00	26,884,375.00	
	US TREASURY N/B 4.75% 2017/8/15	5,000,000.00	5,255,468.75	
	US TREASURY N/B 4.25% 2017/11/15	20,000,000.00	20,353,125.00	
	US TREASURY N/B 3.5% 2018/2/15	15,000,000.00	14,472,656.25	
	US TREASURY N/B 4% 2018/8/15	20,000,000.00	19,962,500.00	
	US TREASURY N/B 8.125% 2019/8/15	25,000,000.00	32,687,500.00	
	US TREASURY N/B 8.75% 2020/8/15	10,000,000.00	13,762,500.00	
	US TREASURY N/B 8% 2021/11/15	20,000,000.00	26,565,625.00	
	US TREASURY N/B 7.125% 2023/2/15	10,000,000.00	12,543,750.00	
	US TREASURY N/B 6.25% 2023/8/15	10,000,000.00	11,650,000.00	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
米 ド ル	国債証券		米ドル	米ドル	
		US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	5,000,000.00	5,975,781.25	
		US TREASURY N/B 6.25% 2030/5/15	5,000,000.00	6,193,750.00	
		US TREASURY N/B 5.375% 2031/2/15	5,000,000.00	5,609,375.00	
		US TREASURY N/B 4.5% 2036/2/15	5,000,000.00	5,132,812.50	
米 ド ル 建 小 計			米ドル 495,000,000.00	米ドル 560,877,344.30 (57,024,399,594円)	
カナダドル	国債証券		カナダドル	カナダドル	
		CANADIAN GOVERNMENT 4% 2010/9/1	9,000,000.00	9,270,180.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 6% 2011/6/1	7,000,000.00	7,613,410.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5.25% 2012/6/1	6,000,000.00	6,488,220.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5% 2014/6/1	5,000,000.00	5,456,050.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 4.5% 2015/6/1	5,000,000.00	5,301,700.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 4% 2016/6/1	5,000,000.00	5,115,500.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 4% 2017/6/1	10,000,000.00	10,144,300.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 4.25% 2018/6/1	10,000,000.00	10,350,000.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5.75% 2029/6/1	4,500,000.00	5,336,280.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5.75% 2033/6/1	4,500,000.00	5,451,750.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1	4,500,000.00	5,031,000.00	
カ ナ ダ ド ル 建 小 計			カナダドル 70,500,000.00	カナダドル 75,558,390.00 (6,597,758,614円)	
ユ ー ロ	国債証券		ユーロ	ユーロ	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.5% 2009/10/9	19,000,000.00	19,190,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.375% 2010/1/4	25,000,000.00	25,775,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.25% 2010/7/4	21,000,000.00	21,737,100.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.25% 2011/1/4	20,000,000.00	20,826,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5% 2012/7/4	17,000,000.00	17,770,100.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.5% 2013/1/4	15,500,000.00	15,947,950.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.75% 2013/7/4	14,000,000.00	14,025,200.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.25% 2014/1/4	14,500,000.00	14,786,375.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.25% 2014/7/4	14,500,000.00	14,807,400.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.75% 2015/1/4	14,000,000.00	13,860,000.00	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.5% 2016/1/4	13,500,000.00	13,112,550.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2016/7/4	13,000,000.00	12,987,000.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2018/1/4	16,000,000.00	15,984,000.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.25% 2024/1/4	15,000,000.00	17,889,000.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 5.625% 2028/1/4	15,000,000.00	16,848,000.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.75% 2034/7/4	13,000,000.00	13,323,700.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	15,000,000.00	13,689,000.00	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
ユ ー ロ	国債証券		ユーロ	ユーロ	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2009/11/1	13,000,000.00	13,123,370.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4% 2010/3/1	18,000,000.00	18,133,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5.5% 2010/11/1	25,000,000.00	25,872,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25% 2011/8/1	25,000,000.00	25,797,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5% 2012/2/1	11,500,000.00	11,782,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75% 2013/2/1	8,500,000.00	8,654,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2013/8/1	10,000,000.00	9,970,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2014/8/1	11,000,000.00	10,932,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2015/2/1	10,500,000.00	10,381,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 3.75% 2015/8/1	12,000,000.00	11,493,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 3.75% 2016/8/1	12,000,000.00	11,352,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25% 2017/8/1	10,500,000.00	10,984,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5% 2018/2/1	11,500,000.00	11,320,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5% 2020/2/1	10,000,000.00	9,731,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 6.5% 2027/11/1	15,500,000.00	18,011,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 6% 2031/5/1	18,000,000.00	19,908,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4% 2037/2/1	25,000,000.00	20,825,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2009/10/25	10,500,000.00	10,606,050.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3% 2010/1/12	25,500,000.00	25,489,800.00	
		FRANCE (GOVT OF) 5.5% 2010/4/25	23,000,000.00	23,731,400.00	
		FRANCE (GOVT OF) 6.5% 2011/4/25	24,000,000.00	25,732,800.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2013/4/25	13,500,000.00	13,509,450.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2013/10/25	12,500,000.00	12,460,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2014/4/25	6,500,000.00	6,465,550.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2014/10/25	12,000,000.00	11,894,400.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.5% 2015/4/25	13,000,000.00	12,520,300.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3% 2015/10/25	14,000,000.00	12,992,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.25% 2016/4/25	14,000,000.00	13,126,400.00	
		FRANCE (GOVT OF) 5% 2016/10/25	13,500,000.00	14,214,150.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4.25% 2017/10/25	10,000,000.00	9,933,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2018/4/25	14,000,000.00	13,602,400.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4.25% 2019/4/25	12,500,000.00	12,350,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 6% 2025/10/25	10,000,000.00	11,509,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 5.75% 2032/10/25	12,000,000.00	13,729,200.00	
		FRANCE (GOVT OF) 4% 2055/4/25	12,000,000.00	10,594,800.00	
ユ ー ロ 建 小 計			ユーロ 774,500,000.00	ユーロ 785,293,105.00 (108,480,389,524円)	
英ポンド	国債証券	TSY 4.25% 2011/3/7	英ポンド 10,000,000.00	英ポンド 10,014,300.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	国債証券	TSY 4% 2016/9/7	英ポンド 5,500,000.00	英ポンド 5,319,710.00	

	TSY 4.75% 2015/9/7	4,000,000.00	4,046,160.00	
	TSY 4.25% 2032/6/7	5,000,000.00	4,495,000.00	
	TSY 4.25% 2036/3/7	5,000,000.00	4,556,350.00	
	TSY 4.75% 2010/6/7	10,000,000.00	10,145,500.00	
	TSY 4.75% 2038/12/7	5,000,000.00	5,034,050.00	
	TSY 5% 2012/3/7	10,000,000.00	10,202,500.00	
	TSY 5% 2014/9/7	4,000,000.00	4,108,080.00	
	TSY 5% 2018/3/7	5,000,000.00	5,132,500.00	
	TSY 5% 2025/3/7	5,000,000.00	4,936,100.00	
	TSY 5.75% 2009/12/7	10,000,000.00	10,240,600.00	
	TSY 6.25% 2010/11/25	10,000,000.00	10,530,000.00	
	TSY 6% 2028/12/7	5,000,000.00	5,594,550.00	
	TSY 8.75% 2017/8/25	5,500,000.00	7,092,250.00	
	TSY 8% 2015/12/7	5,000,000.00	5,995,000.00	
英 ポ ン ド 建 小 計		英ポンド 104,000,000.00	英ポンド 107,442,650.00 (19,023,795,609円)	
合 計		-	円 191,126,343,341 (191,126,343,341)	

有価証券明細表注記

- 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米 ド ル	債 券 39銘柄	29.0%	29.8%
カ ナ ダ ド ル	債 券 11銘柄	3.4%	3.5%
ユ ー ロ	債 券 52銘柄	55.1%	56.8%
英 ポ ン ド	債 券 16銘柄	9.7%	10.0%

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年11月28日現在）

「海外国債ファンド」

資産総額	143,762,462,920 円
負債総額	496,295,980 円

純資産総額（ - ）	143,266,166,940 円
発行済口数	145,318,098,105 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,859 円

（参考）

「海外国債マザーファンド」

資産総額	186,535,193,472 円
負債総額	5,236,973,220 円
純資産総額（ - ）	181,298,220,252 円
発行済口数	127,582,561,604 口
1万口当たり純資産額（ / ）	14,210 円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	7,730,150,000口	6,500,000口
	第2期計算期間	1,867,550,000口	151,120,000口
	第3期計算期間	5,142,220,000口	463,090,000口
	第4期計算期間	3,618,080,000口	132,980,000口
	第5期計算期間	2,876,980,000口	50,650,000口
第2期特定期間	第6期計算期間	4,776,080,000口	147,770,000口
	第7期計算期間	6,312,080,000口	158,210,000口
	第8期計算期間	12,654,160,000口	174,240,000口
	第9期計算期間	10,490,340,000口	310,070,000口
	第10期計算期間	11,862,700,000口	435,700,000口
	第11期計算期間	9,993,060,000口	2,216,380,000口
第3期特定期間	第12期計算期間	8,842,463,349口	2,133,220,000口
	第13期計算期間	7,529,502,001口	1,878,511,610口
	第14期計算期間	6,863,027,619口	1,441,168,577口
	第15期計算期間	7,451,621,033口	4,246,231,185口
	第16期計算期間	5,087,580,775口	5,005,821,788口
	第17期計算期間	4,635,150,877口	5,179,906,829口
第4期特定期間	第18期計算期間	5,614,879,472口	3,298,746,422口
	第19期計算期間	5,347,766,078口	4,992,133,495口
	第20期計算期間	3,363,924,444口	3,992,273,807口
	第21期計算期間	2,779,928,646口	2,558,968,793口
	第22期計算期間	1,525,764,510口	2,962,107,018口
	第23期計算期間	1,727,015,900口	2,230,781,694口
第5期特定期間	第24期計算期間	2,367,323,932口	1,921,185,579口
	第25期計算期間	2,619,697,276口	3,566,095,431口
	第26期計算期間	2,856,754,599口	3,473,302,826口
	第27期計算期間	3,218,894,051口	3,415,081,031口
	第28期計算期間	2,100,211,228口	4,466,953,228口
	第29期計算期間	2,506,270,122口	2,452,841,847口
第6期特定期間	第30期計算期間	1,976,863,097口	1,408,863,108口
	第31期計算期間	2,061,786,568口	1,988,143,227口
	第32期計算期間	2,399,893,638口	1,609,075,950口
	第33期計算期間	1,757,339,106口	2,242,016,572口
	第34期計算期間	1,406,724,293口	2,442,367,114口
	第35期計算期間	1,521,458,736口	2,878,161,849口
第7期特定期間	第36期計算期間	1,545,023,340口	2,219,880,827口
	第37期計算期間	2,652,963,199口	1,928,735,479口
	第38期計算期間	2,993,575,785口	1,878,248,971口
	第39期計算期間	2,994,997,859口	904,734,049口
	第40期計算期間	3,744,042,865口	990,954,646口
	第41期計算期間	4,783,416,838口	1,281,446,292口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
	第42期計算期間	4,556,391,422口	1,442,193,933口
	第43期計算期間	5,982,177,500口	1,779,137,972口

第8期特定期間	第44期計算期間	6,246,167,004口	1,982,689,860口
	第45期計算期間	3,876,453,540口	1,448,523,932口
	第46期計算期間	3,345,051,151口	1,285,563,051口
	第47期計算期間	3,836,495,983口	1,229,777,597口
第9期特定期間	第48期計算期間	3,106,941,728口	1,294,519,169口
	第49期計算期間	2,071,215,722口	2,276,461,950口
	第50期計算期間	1,859,783,718口	985,719,120口
	第51期計算期間	2,260,324,598口	1,120,991,844口
	第52期計算期間	2,306,063,662口	1,315,496,174口
	第53期計算期間	2,658,831,917口	1,223,403,296口
第10期特定期間	第54期計算期間	1,481,056,236口	1,217,272,208口
	第55期計算期間	2,229,547,281口	2,300,987,064口
	第56期計算期間	2,465,497,778口	1,897,965,450口
	第57期計算期間	1,979,616,449口	2,232,882,557口
	第58期計算期間	1,989,671,718口	2,389,424,349口
	第59期計算期間	1,616,500,426口	2,017,713,913口
第11期特定期間	第60期計算期間	884,121,625口	1,438,235,193口
	第61期計算期間	1,815,113,051口	2,110,973,055口
	第62期計算期間	1,444,106,010口	1,484,946,063口
	第63期計算期間	1,202,780,869口	2,400,720,958口
	第64期計算期間	1,129,718,475口	1,638,398,923口
	第65期計算期間	1,013,673,798口	1,653,446,608口
第12期特定期間	第66期計算期間	1,297,882,306口	1,377,060,599口
	第67期計算期間	1,229,925,329口	1,731,246,938口
	第68期計算期間	690,015,661口	1,896,599,396口
	第69期計算期間	684,153,213口	1,325,785,254口
	第70期計算期間	1,126,231,409口	1,449,398,087口
	第71期計算期間	806,860,185口	1,653,838,568口
第13期特定期間	第72期計算期間	603,763,504口	1,453,034,067口
	第73期計算期間	1,458,396,433口	1,896,007,756口
	第74期計算期間	910,631,884口	1,155,955,092口
	第75期計算期間	1,508,162,923口	2,351,067,027口
	第76期計算期間	3,568,126,091口	1,894,706,517口
	第77期計算期間	3,958,757,692口	1,588,016,807口
第14期特定期間	第78期計算期間	4,336,459,889口	972,003,320口
	第79期計算期間	7,897,926,069口	797,225,388口
	第80期計算期間	8,186,132,702口	848,351,859口
	第81期計算期間	7,784,620,859口	1,393,625,649口
	第82期計算期間	7,211,858,057口	1,416,811,391口
	第83期計算期間	2,762,447,863口	3,516,158,144口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

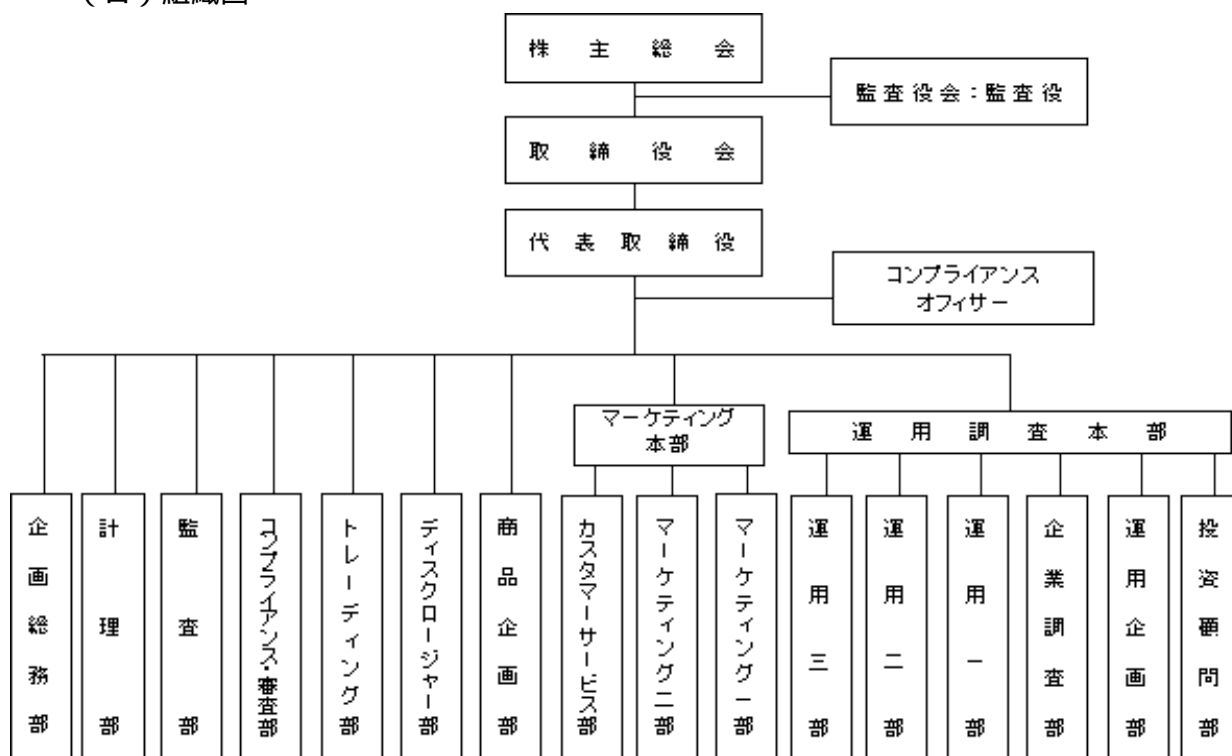
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

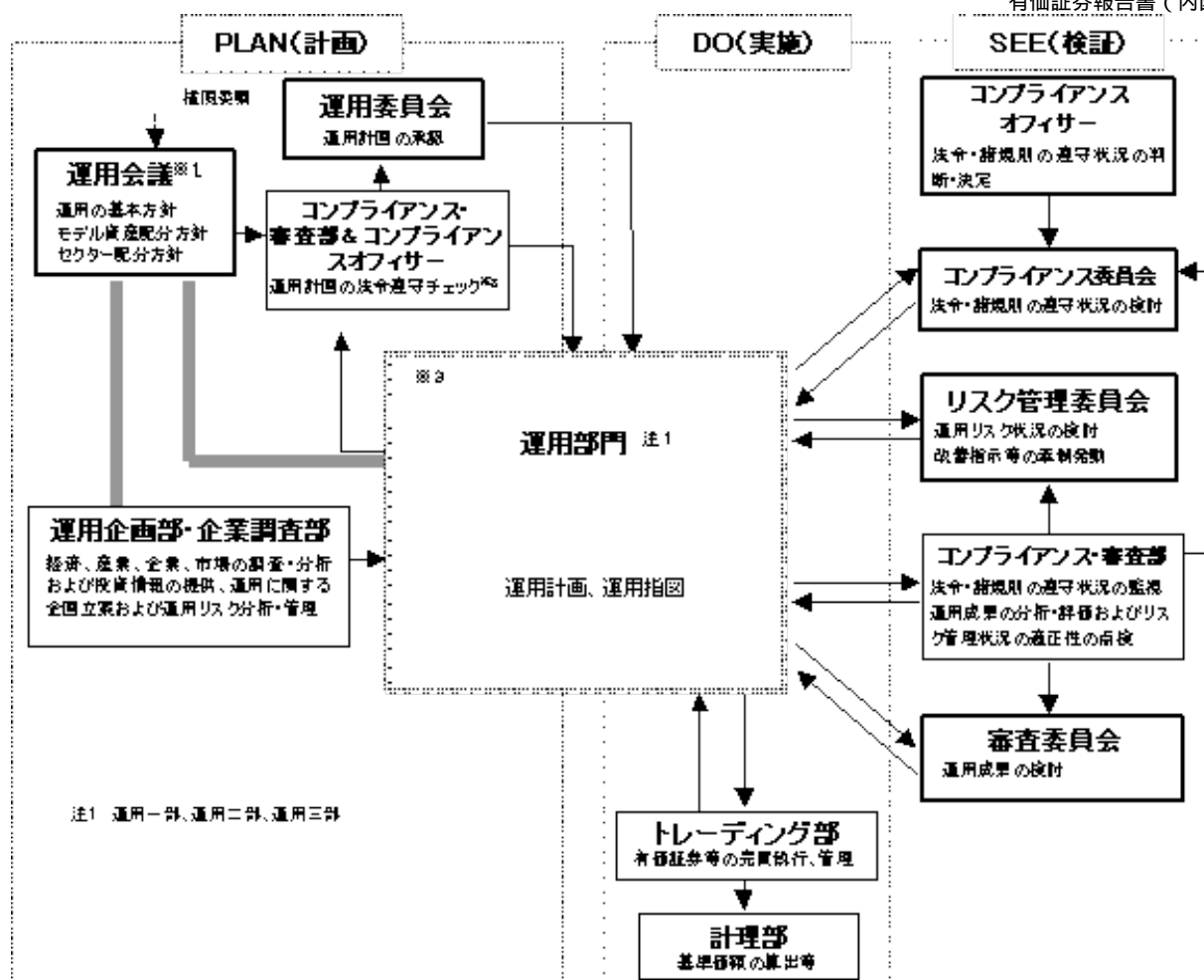
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・企業調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行ないます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成20年11月28日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成20年11月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	146	1,209,924
株式投資信託（合計）	118	782,945
単位型	2	7,935
追加型	116	775,010
公社債投資信託（合計）	28	426,979
単位型	1	837
追加型	27	426,141

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 財務諸表等

(1) 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
現金及び預金			3,745,600			4,433,825
有価証券			6,017,973			10,923,754
支払委託金	1		1,346			-
収益分配金		1,346			-	
前払金			36,274			24,501
前払費用			15,718			14,672
未収入金			307			537
未収委託者報酬			2,355,135			1,939,794
未収収益			30,711			35,695
繰延税金資産			220,195			207,652
その他			3,697			5,559
流動資産計			12,426,961	46.6		17,585,993
固定資産						
有形固定資産			67,312	0.2		62,235
建物	2	28,572			26,479	
器具・備品	2	38,739			35,756	
無形固定資産			203,720	0.8		163,335
電話加入権		333			91	
ソフトウェア	3	203,386			163,244	
投資その他の資産			13,997,288	52.4		8,201,355

投資有価証券	13,216,812		7,089,236	
関係会社株式	77,100		77,100	
長期貸付金	2,136		1,465	
長期前払費用	348		303	
長期未収入金	37,040		26,400	
長期差入保証金	122,504		123,399	
前払年金費用	16,287		355,950	
長期性預金	500,000		500,000	
その他	28,500		27,500	
貸倒引当金	3,440		-	
固定資産計		14,268,321		8,426,926
資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920
				100.0

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		9,651		12,823	
未払金		1,560,462		1,341,353	
未払収益分配金		2,431		1,258	
未払償還金		184,816		127,719	
未払手数料	1	1,245,602		1,039,572	
その他未払金		127,611		172,802	
未払費用	1	109,573		110,089	
未払法人税等		714,805		691,961	
賞与引当金		224,500		245,300	
役員賞与引当金		27,500		32,000	
その他流動負債		24,068		23,997	
流動負債計		2,670,560	10.0	2,457,524	9.4
固定負債					
繰延税金負債		486,004		43,170	
退職給付引当金		-		185,524	
役員退職慰労引当金		47,516		57,166	
執行役員退職慰労引当金		46,083		76,500	
その他固定負債		24,068		-	
固定負債計		603,673	2.3	362,361	1.4
負債合計		3,274,234	12.3	2,819,886	10.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.0	4,524,300	17.4
資本剰余金		2,761,700	10.0	2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,030,371	56.3	15,539,426	59.7
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		14,669,878		15,178,933	
特別償却準備金		1,414		-	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,550,463		3,060,933	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0

株主資本合計		22,311,755	83.6	22,820,810	87.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,109,292		372,224	
評価・換算差額等合計		1,109,292	4.1	372,224	1.5
純資産合計		23,421,048	87.7	23,193,034	89.2
負債・純資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		10,939,446		14,374,812	
その他営業収益		12,809		10,965	
営業収益計		10,952,255	100.0	14,385,778	100.0
営業費用					
支払手数料	1	6,093,495		8,411,774	
広告宣伝費		174,396		311,260	
公告費		7,042		2,777	
受益証券発行費		22,059		-	
調査費		584,009		674,282	
調査費	1	202,029		227,374	
委託調査費	1	374,742		439,682	
図書費		7,238		7,225	
委託計算費		263,384		271,821	
営業雑経費		208,768		231,636	
通信費		33,098		36,001	
印刷費		145,607		165,972	
協会費		7,733		8,068	
諸会費		2,895		3,042	
その他		19,433		18,551	
営業費用計		7,353,156	67.1	9,903,552	68.9
一般管理費					
給料		1,317,341		1,315,872	
役員報酬	2	83,730		92,870	
給料・手当		925,374		1,011,601	
賞与		246,436		211,401	
退職金		61,800		-	
交際費		14,653		22,313	
寄付金		1,132		6,887	
旅費交通費		61,787		80,261	
租税公課		39,954		100,161	
不動産賃借料		164,178		172,666	
賞与引当金繰入		224,500		245,300	
役員賞与引当金繰入		27,500		32,000	
役員退職慰労引当金繰入		26,258		30,200	
退職給付費用		74,639		89,752	
減価償却費		37,014		62,851	
諸経費		371,400		405,231	
一般管理費計		2,360,360	21.6	2,563,498	17.8
営業利益		1,238,738	11.3	1,918,726	13.3

		第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	
営業外収益	3			2.8			2.3	
受取配当金			129,126			152,404		
有価証券利息			36,812			89,726		
受取利息			26,384			28,590		
時効成立分配金・償還金			106,556			50,555		
雑益			11,437			6,789		
営業外収益計			310,316		328,066			
営業外費用		4			0.1			0.1
時効成立後支払分配金・償還金				3,330			20,051	
情報端末解約金				3,163			-	
雑損			737			482		
営業外費用計			7,231			20,533		
経常利益			1,541,823	14.1			2,226,258	
特別利益	5			5.4			3.6	
固定資産売却益			17,555			-		
投資有価証券売却益			544,757			527,548		
貸倒引当金戻入益			27,360			208		
特別利益計		589,672		527,756				
特別損失	5			2.3			0.0	
ゴルフ会員権売却損			22,190			-		
固定資産除却損			2,885			673		
投資有価証券売却損			2,509			1,639		
電話加入権評価損			-			242		
役員退職慰労引当金繰入			21,258			-		
システム移行損失			199,990			-		
特別損失計		248,834		2,555				
税引前当期純利益	5		1,882,661	17.2		2,751,460	19.1	
法人税、住民税及び事業税		790,694			1,073,360			
法人税等調整額		157,465	633,229	5.8	75,379	1,148,740	8.0	
当期純利益			1,249,431	11.4		1,602,720	11.1	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
			資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
		特別償却 準備金			別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成18年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						729,110
役員賞与の支給（注）						11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				2,829		511,650
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		729,110		729,110
役員賞与の支給（注）		11,500		11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）		-		-
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			473,049	473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	473,049	35,772
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

	—	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	—	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金	(2)無形固定資産 同左 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金

	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 （会計方針の変更） 当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
3．引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更）	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

	役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。 この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。	
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3．引当金の計上基準	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
 これによる損益に与える影響はありません。
 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。
 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金 1,251千円 未払手数料 1,068,635千円 未払費用 7,400千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 64,325千円 器具備品 322,835千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,061千円	1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円 器具備品 326,412千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,906,202千円 調査費 2,400千円 委託調査費 61,007千円 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 12,118千円 土地 5,437千円 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 27千円 器具・備品 2,858千円 5. 法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 2. 役員報酬の範囲額 同左 3. — 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 5. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円あります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)

器具備品	122,061	30,641	91,420
合計	122,061	30,641	91,420

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,917千円
1年超	68,787千円
合計	92,705千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22,499千円
減価償却費相当額	21,647千円
支払利息相当額	1,826千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	152,354	56,731	95,623

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	30,070千円
1年超	67,456千円
合計	97,527千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	27,621千円
減価償却費相当額	26,089千円
支払利息相当額	2,150千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

第47期（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2) 社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	500,276	497,950	2,326
	(2) 社債	7,794,370	7,777,370	17,000
	(3) その他	-	-	-
	小計	8,294,646	8,275,320	19,326
合計		12,499,564	12,482,530	17,034

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	675,760	874,572	198,811
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278
	小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089
	(1) 株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	301,398	293,485	7,912
	小計	301,398	293,485	7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．その他有価証券	
（１）非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
（２）MMF	516,043
３．関連会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
（１）国債・地方債等	1,693,991	500,276	-	-
（２）社債	3,807,938	6,497,358	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他 投資信託	1,395	-	-	-
合計	5,503,325	6,997,634	-	-

第48期（平成20年3月31日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
２．その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

（デリバティブ取引関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	761,610	858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	68,321	49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	173,918	149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6) - (7)	-	185,524

3．退職給付費用に関する事項

	第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6) + (7)	74,639	89,752

（注）1．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円、第48期 30,416千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>1,399</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>102,538</td></tr> <tr><td>減価償却費限度超過額</td><td>8,069</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>18,751</td></tr> <tr><td>受益証券発行費否認</td><td>31,343</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td>134,724</td></tr> <tr><td>非上場株式評価損否認</td><td>55,053</td></tr> <tr><td>その他投資評価損否認</td><td>6,109</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>58,467</td></tr> <tr><td>確定拠出年金移換資産否認</td><td>19,587</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>43,179</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>479,224</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td><u>72,763</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td><u>406,461</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>特別償却準備金</td><td>970</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額</td><td>668,608</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>2,691</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td><u>672,271</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産（負債）の純額</td><td><u>265,809</u></td></tr> </table> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) <table> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td>220,195</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td>486,004</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>1.51 "</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>1.36 "</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>0.21 "</td></tr> <tr><td>評価性引当額の影響</td><td>7.70 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>0.30 "</u></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>33.63%</u></td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	1,399	賞与引当金損金算入限度超過額	102,538	減価償却費限度超過額	8,069	退職給付引当金損金算入限度超過額	18,751	受益証券発行費否認	31,343	投資有価証券評価損否認	134,724	非上場株式評価損否認	55,053	その他投資評価損否認	6,109	未払事業税否認	58,467	確定拠出年金移換資産否認	19,587	その他	<u>43,179</u>	繰延税金資産小計	479,224	評価性引当額	<u>72,763</u>	繰延税金資産計	<u>406,461</u>	特別償却準備金	970	有価証券評価差額	668,608	その他	<u>2,691</u>	繰延税金負債計	<u>672,271</u>	繰延税金資産（負債）の純額	<u>265,809</u>	流動資産 - 繰延税金資産	220,195	固定負債 - 繰延税金負債	486,004	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.51 "	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.36 "	住民税均等割等	0.21 "	評価性引当額の影響	7.70 "	その他	<u>0.30 "</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.63%</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>112,833</td></tr> <tr><td>減価償却費限度超過額</td><td>12,223</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>106,617</td></tr> <tr><td>受益証券発行費否認</td><td>9,361</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td>134,724</td></tr> <tr><td>非上場株式評価損否認</td><td>55,053</td></tr> <tr><td>その他投資評価損否認</td><td>6,109</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>57,176</td></tr> <tr><td>確定拠出年金移換資産否認</td><td>9,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>44,181</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>548,046</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td><u>75,567</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td><u>472,479</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>前払年金資産認容額</td><td>144,836</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額</td><td>162,938</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>224</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td><u>307,998</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産（負債）の純額</td><td><u>164,481</u></td></tr> </table> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) <table> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td>207,652</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td>43,170</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	賞与引当金損金算入限度超過額	112,833	減価償却費限度超過額	12,223	退職給付引当金損金算入限度超過額	106,617	受益証券発行費否認	9,361	投資有価証券評価損否認	134,724	非上場株式評価損否認	55,053	その他投資評価損否認	6,109	未払事業税否認	57,176	確定拠出年金移換資産否認	9,764	その他	<u>44,181</u>	繰延税金資産小計	548,046	評価性引当額	<u>75,567</u>	繰延税金資産計	<u>472,479</u>	前払年金資産認容額	144,836	有価証券評価差額	162,938	その他	<u>224</u>	繰延税金負債計	<u>307,998</u>	繰延税金資産（負債）の純額	<u>164,481</u>	流動資産 - 繰延税金資産	207,652	固定負債 - 繰延税金負債	43,170
貸倒引当金繰入限度超過額	1,399																																																																																																		
賞与引当金損金算入限度超過額	102,538																																																																																																		
減価償却費限度超過額	8,069																																																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,751																																																																																																		
受益証券発行費否認	31,343																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	134,724																																																																																																		
非上場株式評価損否認	55,053																																																																																																		
その他投資評価損否認	6,109																																																																																																		
未払事業税否認	58,467																																																																																																		
確定拠出年金移換資産否認	19,587																																																																																																		
その他	<u>43,179</u>																																																																																																		
繰延税金資産小計	479,224																																																																																																		
評価性引当額	<u>72,763</u>																																																																																																		
繰延税金資産計	<u>406,461</u>																																																																																																		
特別償却準備金	970																																																																																																		
有価証券評価差額	668,608																																																																																																		
その他	<u>2,691</u>																																																																																																		
繰延税金負債計	<u>672,271</u>																																																																																																		
繰延税金資産（負債）の純額	<u>265,809</u>																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	220,195																																																																																																		
固定負債 - 繰延税金負債	486,004																																																																																																		
法定実効税率	40.69%																																																																																																		
(調整)																																																																																																			
交際費等永久に損金算入されない項目	1.51 "																																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.36 "																																																																																																		
住民税均等割等	0.21 "																																																																																																		
評価性引当額の影響	7.70 "																																																																																																		
その他	<u>0.30 "</u>																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.63%</u>																																																																																																		
賞与引当金損金算入限度超過額	112,833																																																																																																		
減価償却費限度超過額	12,223																																																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	106,617																																																																																																		
受益証券発行費否認	9,361																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	134,724																																																																																																		
非上場株式評価損否認	55,053																																																																																																		
その他投資評価損否認	6,109																																																																																																		
未払事業税否認	57,176																																																																																																		
確定拠出年金移換資産否認	9,764																																																																																																		
その他	<u>44,181</u>																																																																																																		
繰延税金資産小計	548,046																																																																																																		
評価性引当額	<u>75,567</u>																																																																																																		
繰延税金資産計	<u>472,479</u>																																																																																																		
前払年金資産認容額	144,836																																																																																																		
有価証券評価差額	162,938																																																																																																		
その他	<u>224</u>																																																																																																		
繰延税金負債計	<u>307,998</u>																																																																																																		
繰延税金資産（負債）の純額	<u>164,481</u>																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	207,652																																																																																																		
固定負債 - 繰延税金負債	43,170																																																																																																		

(関連当事者との取引)

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引 (注1)	13,928,570		

有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

							当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2) 証券投資信 託受益証券 に係る収益 分配金及び 償還金の信 託約款に基 づく支払委 託	4,906,202	未払手数 料	1,068,635
								30,098,816	支払委託 金	1,251

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	2,890,000	不動産 賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注)1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注)2	149,941	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注)2	11,665	その他 未払金	1,199
								システム 移行費用	82,885		

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社	新光証券 株式会社	東京都 中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売	債券等の現 先取引 (注1)	1,498,333	短期 貸付金	-

								当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2)	7,030,935	未払手数 料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 有(被所有)割 合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注)1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注)2	46,584	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注)2	13,704	その他 未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額 12,849円10銭 1株当たり当期純利益 685円45銭	1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭
（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第47期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	
未払法人税等		150,960	

未払消費税等	9,207	
賞与引当金	150,000	
リース債務	31,278	
その他	122,743	
流動負債合計	1,499,840	6.4
固定負債		
退職給付引当金	180,690	
役員退職慰労引当金	41,458	
執行役員退職慰労引当金	84,416	
長期リース債務	55,790	
固定負債合計	362,356	1.5
負債合計	1,862,197	7.9
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	4,524,300	19.2
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	
資本剰余金合計	2,761,700	11.7
利益剰余金		
利益準備金	360,493	
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	
繰越利益剰余金	2,053,208	
その他利益剰余金計	14,171,208	
利益剰余金合計	14,531,701	61.5
自己株式	4,616	0.0
株主資本合計	21,813,085	92.4
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70,129	0.3
評価・換算差額等合計	70,129	0.3
純資産合計	21,742,955	92.1
負債純資産合計	23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
営業費用及び一般管理費	1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	
営業外収益合計		97,743	1.6

営業外費用			
支払利息		1,320	
時効成立後支払分配金・償還金		4,697	
その他		962	
営業外費用合計		6,980	0.1
経常利益		641,361	10.5
特別利益			
投資有価証券売却益		184,750	
特別利益合計		184,750	3.0
特別損失			
投資有価証券売却損		3,180	
固定資産除却損		599	
特別損失合計		3,779	0.0
税引前中間純利益		822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税		147,411	2.4
法人税等調整額		133,285	2.2
中間純利益		541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			442,353	442,353
中間会計期間中の変動額合計		1,007,725	442,353	1,450,078

平成20年9月30日残高	4,616	21,813,085	70,129	21,742,955
--------------	-------	------------	--------	------------

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
-----	---

3．引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
------------	--

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
--

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

（リース取引に関する会計基準）

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
2．担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は 998,893千円であり、当該現先取引にかかる 担保受入有価証券の時価は998,950千円であり ます。

（中間損益計算書関係）

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1．役員報酬の範囲	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内
2．減価償却実施額	有形固定資産 24,300千円 無形固定資産 24,814千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース資産の内容
有形固定資産	主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。
リース資産の減価償却方法	中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法
(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)国債・地方債等	500,039	499,900	139
(2)社債	6,205,193	6,201,330	3,863
(3)その他	-	-	-
合計	6,705,233	6,701,230	4,003

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)株式	45,457	69,457	24,000
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	6,009,331	5,867,088	142,242
合計	6,054,788	5,936,545	118,242

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
MMF	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,928円48銭
1株当たり中間純利益	297円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

２．１株当たり中間純利益

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成20年11月末日現在、287,537百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成20年11月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
新光証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

藍澤證券株式会社	8,000	同上
岩井証券株式会社	10,004	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
金山証券株式会社	504	同上
新和証券株式会社	780	同上
成瀬証券株式会社	720	同上
株式会社 証券ジャパン	3,000	同上
のぞみ証券株式会社	2,091	同上
ブライツ証券株式会社	1,050	同上
丸福証券株式会社	852	同上
三木証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
八幡証券株式会社	1,260	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
日本アジア証券株式会社	4,000	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
岡安証券株式会社	500	同上
飯田証券株式会社	160	同上
伊勢証券株式会社	150	同上
三豊証券株式会社	300	同上
都証券株式会社	400	同上
永和証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社	7,500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上

販売会社一覧表

（平成20年11月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
北田証券株式会社	100	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
二浪証券株式会社	100	同上
楽天証券株式会社	7,445	同上
株式会社 S B I 証券	47,937	同上
オリックス証券株式会社	3,000	同上
フィデリティ証券株式会社	3,975	同上
野村證券株式会社	10,000	同上
寿証券株式会社	305	同上
廣田証券株式会社	600	同上
株式会社東北銀行	8,200	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社徳島銀行	11,000	同上
株式会社百十四銀行	37,322	同上
株式会社南日本銀行	9,101	同上

株式会社阿波銀行	23,452	同上
株式会社三重銀行	15,300	同上
株式会社東日本銀行	38,300	同上
株式会社もみじ銀行	74,965	同上
株式会社八千代銀行	43,734	同上
株式会社肥後銀行	18,128	同上
株式会社紀陽銀行	80,096	同上
株式会社北洋銀行	71,101	同上
株式会社茨城銀行	15,541	同上
株式会社山口銀行	10,005	同上
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
株式会社筑邦銀行	8,000	同上
東京海上日動火災保険株式会社 ¹	101,994	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

1 販売開始は、平成21年2月2日

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) 新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3) 委託者は、伊勢証券株式会社の株式の1.1%を所有しています。
- (4) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (5) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- (6) 委託者は、寿証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年 6 月23日
	平成20年 7 月11日
有価証券報告書	平成20年 7 月11日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年 6 月23日
臨時報告書	平成20年 6 月26日
	平成20年 9 月29日

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月22日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員	公認会計士	横川 三喜雄
業務執行社員		

代 表 社 員	公認会計士	窪田 健一
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針 3 引当金の計上基準 (5) 役員退職慰労引当金の（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	窪田 健一
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	三枝 哲
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員	公認会計士	窪田 健一
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	三枝 哲
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（ ） 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外国債ファンドの平成20年4月16日から平成20年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外国債ファンドの平成20年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成 2 0 年 5 月 2 7 日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

代表社員	公認会計士	田 中 俊 之
業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外国債ファンドの平成19年10月16日から平成20年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外国債ファンドの平成20年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 前特定期間の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)